

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成29年8月10日 第3回定例会

黒川地域行政事務組合

第3回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成29年8月10日（木曜日）

出席議員（15名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	浅野俊彦君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	相澤榮君
11番	藤巻博史君	13番	早坂豊弘君
14番	佐々木春樹君	15番	若生寛君
16番	平渡高志君		

欠席議員（1名）

12番 堀籠英雄君

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	赤間正幸君
	吉田喜久夫君（午後から副町長代理出席）
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	佐々木匡子君
会計管理者	
財政課副参事	明石良孝君

業務課長	佐藤初雄君
兼教育次長	
業務課参事	櫻井浩君
消防本部消防長	千葉清君
消防本部次長	坪子一夫君
消防本部総務課長	佐藤喜好君
消防本部警防課長	早坂和弘君
消防本部予防課長	落合稔君
消防本部指令課長	大友弘君

職務のため議場に出席した職員

総務課主事	三浦高広君
総務課主事	野口綾君

議事日程

平成29年8月10日（木曜日）

午前10時00分 開会

第 1	仮議席の指定……………	6 項
第 2	選挙第 1 号……………	6 頁
第 3	議席の指定……………	8 頁
第 4	会議録署名議員の指名……………	8 頁
第 5	会期の決定について……………	8 頁
第 6	一般質問……………	12 頁
第 7	議案第 15 号……………	25 頁
第 8	議案第 16 号……………	26 頁
第 9	議案第 17 号……………	26 頁
第 10	議案第 18 号……………	27 頁
第 11	議案第 19 号……………	29 頁
第 12	議案第 20 号……………	30 頁
第 13	議案第 21 号……………	32 頁

第 1 4	議案第 2 2 号	4 5 頁
第 1 5	認定第 1 号	5 5 頁
第 1 6	認定第 2 号	7 9 頁
第 1 7	認定第 3 号	8 3 頁
第 1 8	認定第 4 号	8 6 頁
第 1 9	認定第 5 号	9 6 頁
第 2 0	報告第 1 号	9 8 頁

午後 5 時 2 5 分 閉会

本日の会議に付された事件

議案第 1 5 号	黒川地域行政事務組合事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例
議案第 1 6 号	黒川地域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例
議案第 1 7 号	黒川地域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例
議案第 1 8 号	黒川地域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第 1 9 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 0 号	黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
議案第 2 1 号	平成 29 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 2 号	平成 29 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
認定第 1 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
認定第 5 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
報告第 1 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

午前10時00分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、石垣副議長が大郷町議会議員を辞職したことにより、欠員になっておりました大郷町議会選出議員に、このたび若生 寛議員が選出されたことを御報告申し上げます。若生 寛議員におかれましては初めての議会でありますので、各議員に住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いいたします。自席で結構でございますので、それでは議席番号1番から順番に自己紹介をお願い申し上げます。

○1番（金子 透君） 富谷の金子でございます。以後よろしく願いいたします。

○2番（浅野直子君） 同じく浅野直子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○3番（浅野俊彦君） 大和町議会の浅野俊彦でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○4番（千坂裕春君） 大和町議会議員、落合在住の千坂です。よろしく願いいたします。

○5番（佐藤 貢君） 大衡村議会の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

○6番（大友三男君） 同じ大郷町の議員をしています。1年間よろしく願いいたします。

○7番（和賀直義君） 同じく和賀です。よろしく願いいたします。

○8番（千葉勇治君） 千葉勇治でございます。よろしく願いいたします。

○9番（高橋正俊君） 初めまして、富谷市議会の高橋です。よろしく願いいたします。

○10番（相澤 榮君） おはようございます。富谷市議会の相澤です。よろしく願いいたします。

○11番（藤巻博史君） 大和町の藤巻です。よろしく願いいたします。

○13番（早坂豊弘君） 大衡村議会の早坂でございます。よろしく願いいたします。

○14番（佐々木春樹君） 大衡村の佐々木です。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 大和町の平渡です。どうぞよろしく願いいたします。

本人も。

○15番（若生 寛君） おはようございます。若生 寛でございます。2年前まで当議会におりました。今回再び参加することになりました。どうかよろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） ありがとうございます。

引き続き、執行部について総務課長より紹介をさせます。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、自席から御紹介申し上げます。

初めに、理事会を御紹介申し上げます。議員の皆様から向かって左側からでございます。

理事会を代表します理事長の浅野 元大和町長でいらっしゃいます。

- 理事長（浅野 元君） どうぞよろしくお願ひします。
- 総務課長（阿部愛子君） 理事長職務代理者、病院事務事業担当理事の赤間正幸大郷町長でいらっしやいます。
- 理事（赤間正幸君） よろしくお願ひします。
- 総務課長（阿部愛子君） 消防事務事業担当理事の若生裕俊富谷市長でいらっしやいます。
- 理事（若生裕俊君） どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 総務課長（阿部愛子君） 環境衛生事務事業担当理事の萩原達雄大衡村長でいらっしやいます。
- 理事（萩原達雄君） よろしくお願ひ申し上げます。
- 総務課長（阿部愛子君） 助役の佐野英俊です。
- 助役（佐野英俊君） よろしくどうぞお願ひいたします。
- 総務課長（阿部愛子君） 次に向かって右側、監査委員を御紹介申し上げます。熊谷喜久雄代表監査委員でいらっしやいます。
- 代表監査委員（熊谷喜久雄君） 熊谷です。よろしくお願ひします。
- 総務課長（阿部愛子君） 次に、黒川地域行政事務組合教育委員会教育長上野忠弘大和町教育長でいらっしやいます。
- 教育長（上野忠弘君） よろしくお願ひします。
- 総務課長（阿部愛子君） 次に、理事会事務局の職員を紹介いたします。
財政課長で会計管理者を兼務しております佐々木匡子です。
- 財政課長（佐々木匡子君） どうぞよろしくお願ひいたします。
- 総務課長（阿部愛子君） 財政課副参事の明石良孝です。
- 財政課副参事（明石良孝君） よろしくお願ひします。
- 総務課長（阿部愛子君） 向かって右側、業務課長で組合教育委員会教育次長を兼務しております佐藤初雄です。
- 業務課長（佐藤初雄君） 佐藤です。よろしくお願ひします。
- 総務課長（阿部愛子君） 業務課参事の櫻井 浩です。
- 業務課参事（櫻井 浩君） 櫻井です。よろしくお願ひします。
- 総務課長（阿部愛子君） 次に、消防部局の職員を紹介いたします。消防本部消防長の千葉 清です。
- 消防本部消防長（千葉 清君） 千葉です。どうぞよろしくお願ひします。

- 総務課長（阿部愛子君） 消防本部消防次長の坪子一夫です。
- 消防本部消防次長（坪子一夫君） 坪子です。どうぞよろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 総務課長の佐藤喜好です。
- 消防本部総務課長（佐藤喜好君） 佐藤です。どうぞよろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 警防課長の早坂和弘です。
- 消防本部警防課長（早坂和弘君） 早坂です。よろしくをお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 予防課長の落合 稔です。
- 消防本部予防課長（落合 稔君） 落合です。よろしくをお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 指令課長の大友 弘です。
- 消防本部指令課長（大友 弘君） 大友です。よろしくをお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 次に、議会事務局担当職員で併任総務課主事の三浦高広です。
- 総務課主事（三浦高広君） 三浦です。よろしくをお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 同じく併任総務課主事の野口 綾です。
- 総務課主事（野口 綾君） 野口です。よろしくをお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 最後に私、総務課長の阿部です。よろしくお願いたします。

執行部関係職員の紹介については以上でございます。

- 議長（平渡高志君） ただいまの出席議員は15人であります。12番堀籠英雄君より欠席の届け出が出ております。

ただいまから平成29年第3回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

- 議長（平渡高志君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

若生 寛君の仮議席は、ただいま着席の議席を仮議席と指定をいたします。

日程第2 選挙第1号 副議長の選挙

- 議長（平渡高志君） 日程第2、選挙第1号副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項及び

第2項の規定により投票による方法と指名推選による方法がありますが、当組合議会構成については、平成3年4月の一部事務組合統合時において申し合わせがありますので、総務課長より説明をさせたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） それでは、総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、副議長の選出に関します申し合わせにつきまして御説明申し上げます。

議会構成に異動を生じた場合に、その都度御説明を申し上げ運用してまいっておりますが、一部事務組合を統合し、新たな広域行政体制へ移行されました平成3年当時、当時の4町村の議会議長及び各常任委員長による協議調整におきまして、黒行議会の議長にあつては大和町議会選出議員の中より、副議長にあつては大郷町議会選出議員の中よりとする申し合わせがなされております。そのような経過より、行政事務組合議会構成に異動があつた都度、これら当時の申し合わせを尊重されまして黒行議会の議長及び副議長が選出されております。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） ただいまの経過説明による申し合わせを尊重し、副議長の選挙については地方自治法第118条の第2項の規定により指名推選の方法としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） それでは、大郷町議会選出議員の方々により御協議をしていただき、議長に届け出を出していただきます。大郷町議会選出議員の方々には別室において御協議をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（平渡高志君） 再開をいたします。

ただいま休憩前にお諮りいたしましたとおり、大郷町議会選出議員の御協議をしていただき、議長に届け出がありました。議長において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 異議なしと認め、議長において指名をいたします。

若生 寛君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました若生 寛君を当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました若生 寛君が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選をされました若生 寛君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知をいたします。

ここで、副議長の挨拶をお願いいたします。

○副議長（若生 寛君） ただいま副議長に任命していただきました大郷の若生 寛でございます。皆様方の御協力をいただきながら、なお議長の補佐役として頑張っております。どうかよろしくお祈りしたいと思います。お願いします。（拍手）

日程第 3 議席の指定

○議長（平渡高志君） 日程第 3、議席の指定を行います。

今回当選されました副議長の議席は、先例により 15 番といたします。事務局が議席標の準備をいたしますので、そのまましばらくお待ちください。

日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、8 番千葉勇治君、9 番高橋正俊君を指名します。

日程第 5 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第 5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、8 月 4 日に開催されました議会運営協議会の協議結果を受け、本日 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。きょうはよろしくお祈りします。

初めに、今議会から大郷町議会の代表として黒川地域行政事務組合議会議員になられました若生寛議員、おめでとうございます。よろしくお祈りしたいと思います。さらには、ただいま副議長に当選されました。改めてお祝いを申し上げたいと思います。どうぞ今後とも御指導方よろしくお祈りしたいというふうに思います。

それでは、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに平成29年第3回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日頃より、本組合の事務事業運営に対しまして議員の皆様を初め関係各位の御指導と御協力をいただき、厚く御礼と感謝を申し上げます。

本日は、平成28年度各種会計決算等の提出議案の御審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に主な事業状況等につきまして御報告を申し上げたいと思います。

初めに、昨年4月から議員の皆様より御理解をいただきながら進めてまいりました事務所の移転、そして事務所として機能を図るための改修工事につきましては、おかげさまをもちまして工事も順調に進んでおり、9月中旬に完成し10月1日から執務を開始する運びになりましたので、御報告申し上げます。あわせまして、開庁式を10月2日に挙行することとし、準備を進めておりますのでよろしくお祈りいたします。

次に、放射能濃度が8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の処理につきましては、先月15日に開催されました市町村長会議にて圏域ごとに個別処理する県の新方針が示されました。市町村長会議に臨む前に、大和町主催により環境管理センターの所在いたします大和町吉田地区におきまして、区長さん方を初め地区住民に対しまして説明会を開催し、忌憚のない御意見を賜り、御理解を願ったところでございます。今後は、当行政事務組合といたしましても試験焼却に向け、ごみ処理事業関係町村と連携し進めてまいりますので、議員の皆様方の御理解をお願いいたします。

次に、ごみ焼却炉建設につきましては、機械装置の備えつけ、建屋工事計画等計画どおりに進んでいるところであります。7月末現在におけます進捗率は62%となっており、12月の試運転開始に向け順調に進んでおりますので、御報告申し上げます。

それでは、各部門につきまして衛生部門から御報告申し上げます。

黒川浄斎場につきましては、施設業務を民間へ委託し4年目を迎えておりますが、平成28年度は700件の火葬が執行されております。また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、民間による施設運営により順調に推移しており、両施設とも計画的な維持補修を行い、安全で効率的な施設管理に万全を期してまいりました。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設につきましては、ダイオキシン類を初めとする環境基準を遵守し、慎重な運転管理に努め、平成30年4月の新ごみ焼却施設運転開始を見据えた計画的な維持補修を行い、施設管理に万全を期してまいりました。

最終処分場の埋め立て状況につきましては、埋め立て開始から16年を経過し、埋め立て総量の約47.3%となっており、施設の延命化を図りながら適切に推移しております。

衛生部門各施設は住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い、安全で適切な施設管理に努めてまいります。

続いて、消防部門について御報告申し上げます。

管内におけますことし上半期の災害発生状況についてであります。火災の発生は16件で、うち8件が建物火災となっております。前年同期に比べ13件の減となっておりますが、継続的に関係機関と連携をとり、一層の火災予防の徹底を図ってまいります。

また、救急出場につきましては1,857件となっており、前年同期に比べ89件の増となっております。年々増加している救急需要に対応し、さらなる救命率向上に努め、地域に密着した消防体制を図ってまいります。

次に、教育部門の「けやき教室」についてであります。2名の指導員により市町村教育委員会を初め各小・中学校並びに家庭との連携を密にし、児童・生徒の学校生活への復帰を願い、相談業務などに積極的に取り組み、適応指導業務の充実に努めてまいりました。

続いて病院事業であります。指定管理者における平成28年度の管理運営状況につきましては、去る7月7日に開催いたしました「管理運営協議会」におきまして報告を受けておりますので、御報告申し上げます。

診療体制につきましては、常勤医師17名による診療がとられ、患者数につきましては入院が1日117人の予定に対し128人となり、外来は1日259人の予定に対し253人でありました。引き続き指定管理者と協力し、さらなる地域医療の充実を目指し努力してまいります。

最後に、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の審査状況につきましては、公平かつ公正

な判定を行っておりますことを御報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等について御報告を申し上げますが、議員の皆様方の一層の御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議案第15号につきましては、事務所の移転に伴い黒川地域行政事務組合事務所の位置を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、地方公共団体としての公布・公表の掲示場を変更するため、黒川地域行政事務組合公告式条例の一部を改正するものであります。

議案第17号・18号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、黒川地域行政事務組合情報公開条例及び黒川地域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、児童福祉法等の改正により、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第20号は、違反対象物に係る公表制度の制定に伴いまして、黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

議案第21号一般会計補正予算につきましては、汚染廃棄物焼却処理に向け、処理に対する周辺住民への安全性を把握するため、モニタリング業務の手数料等471万8,000円を追加し、歳入歳出総額を38億7,026万1,000円とするものであります。

議案第22号病院事業会計補正予算につきましては、宮城県からの派遣医師が1名増員され2名となりましたので、収益的収入及び支出に人件費1,664万7,000円をついかさるものであります。また、資本的収入及び支出におきましては、「回復期リハビリテーション病棟のスプリンクラー設備設置」事業補助の内示がありましたので、スプリンクラー設備整備費5,131万円を追加するものであります。

認定第1号から認定第5号につきましては、平成28年度各種会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであります。

一般会計は歳入総額31億6,719万2,000円で、前年度に比べ19.7%の増、歳出総額は27億1,241万9,000円で、前年度に比べ27.5%の増となっております。

介護認定審査会特別会計は前年度に比べ歳出が0.9%の減で、障害支援区分認定審査会特別会計は前年度に比べ歳入が24.3%の増、歳出が12.4%の増となっております。

病院事業会計は、医業収益が前年度に比べ0.6%の減、医業費用が前年度に比べ2.4%の増となっており、当年度純損失は1億6,279万9,000円となっております。

訪問看護ステーション事業会計は、事業収益が前年度に比べ3.9%の増、事業費用が前年度に比べ5.0%の増となっております。

以上が各種会計決算であります。

報告第1号につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律の規定により、病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計に係る資金不足の比率について報告するものでございます。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

日程第6 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第6、会議規則第60条の規定に基づき、一般質問を行います。

発言を許可します。4番千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、一般質問を始めます。

公立黒川病院の駐車場について。

公立黒川病院は高齢者の増加、診療科の充実、3病棟の増築により、利用者と職員数の増加に伴う駐車場の確保が課題であると考えます。特に月曜日、連休前の駐車場は駐車エリア以外の駐車、正面玄関付近の駐車が目立つ。以下について、理事長にお伺いします。

①現状は把握されているのか。②新たな駐車場確保などの具体的な対策は考えているのか。③現在大和町役場駐車場を一部職員の方に利用していただいておりますが、組合内の公平性、大和町職員との公平性は保たれているのか。

以上3点です。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問にお答えをします。

御質問の公立黒川病院の駐車場につきましては、御承知のとおり駐車場全体が病院用地の防災調整池機能を兼ねておりまして、当初は病院の正面駐車場を病院利用者用に、北側・裏側を職員用としてまいりましたが、指定管理者において現在のリハビリ病棟が北側駐車場に整備されましたことによりまして、来院者用としてまいりました正面の駐車場の東半分を職員使用に区分したもので、

さらには医師の増員を初め診療科の充実により病院の利用者が増加しまして、曜日や時間によりまず変動はあるようですが、駐車場の不足により通路等へも駐車されているのが実態でございます。

現状を把握しているかとの御質問でございますが、病院内の駐車場につきましては病院の正面に257台、時間外入口の西側に36台、病院敷地のあいている場所に25台の318台分の駐車場スペースが確保されており、病院以外におきましても御質問のとおり大和町役場28台、消防署北側の民間敷地40台、それぞれ駐車場を借用して確保され、現在病院で確保しております駐車スペースは全体で386台となっております。

ことしの4月に実施の調査結果では、病院利用者の駐車が129台、職員の使用が164台の合計293台駐車であり、調査日の結果としては不足なしとなりましたが、実態としましては混み合いますピーク時で20台から30台の駐車場不足と把握しております。

次に、今後の駐車場確保対策はとのことですが、指定管理者におきましては日々病院利用者も増加しておりますことより職員用の駐車場を病院周辺に確保し、正面の駐車場からの職員駐車を減らす考えにて、病院北側の住宅地内に確保する方向で進めているとのこととあります。

次に、病院職員の方が大和町役場駐車場を使用している点と、大和町職員との公平性についてありますが、黒川地域の4市町村が病院事業をお願いしております指定管理者からの要請であり、病院としましては対応策について進めていることでもありますので、病院の所在町としての利便性からも御理解をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 再質問・答弁は、質問席・答弁席にてお願いをいたします。

千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） それでは、1問目から再質問させていただきますけれども、現状やはりピーク時には駐車場が足りないということで理事長のほうも把握しているようですが、一番懸念しているのは駐車スペース以外に駐車されている車があると、やっぱりそこから出た方を駐車場内を走行中の車で衝突とかあった場合、よく駐車場内には事故とかそういったものの責任は当施設では関知しないみたいな文章があるけれども、それはあくまでも注意してくださいという喚起だけであって、もしそういったぶつけられた当事者が「このスペースに置いたがために、ブラインドができていたための事故だ」ということを主張された場合、施設の安全管理義務というのが問われる、そういった意味では大変よくない状況という私の判断のもとで御質問させていただきました。そういった意味で理事長は考えていらっしゃったかどうかということ、再答弁をお願いします。

2番の新たな駐車場確保ということで、職員用を指定管理者のほうで用意する準備はあるということには理解しましたが、やはり3番と関連性があるんですけれども、そういった旨が周りに見えてこないものですから、いつまでここに職員さんがとめていらっしゃるか、またお聞きするところ駐車するに当たって大和町の職員は有料なのに事務組合の人たちはスタッフは無料ということで、大和町の職員からも「おかしいんじゃないですか」ということで何度か話を受けたことがある。または、理事長として黒行と大和町の間でそういった契約をどのように結ばれているのかわからない状態だと、理事長変わったときどういった対応するのかということのもわからなくなると私は懸念しているんですけれども、そういった賃貸の契約を結ばれているのかどうかという疑問も持っております。再答弁でそのところをお願いします。

それと、やはり当組合は参加している市町村同士が相応の分担をするということで成り立っているものということで、この3番の質問をさせていただいたんですけれども、そういった主旨のものとまた再答弁お願いしたいんですけれども。ほかに、例えば負担金をこういうふうに分担し直すとか、大和町をお願いしている分を減らしていただくとか、そういった話はあったのかどうかということをお聞かせください。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず初め、最初の安全管理の問題でございますけれども、確かに駐車場内にあつてよくあります「ここでは責任をとりません」というふうな、そういったこともそれは一つの方法だというふうに思っておりますが、実際安全管理については責任を持つというんですか、そういうことも必要だと思っております。

そういったことで、現在駐車場以外にとまっているという部分についてのお話だというふうに思いますが、そういったことがありますので2番とも関連するんですけれども、職員の駐車場を敷地外にはありますが求め、そして駐車スペースを確保するというところで病院側でも考えておるといふことでございます。

それからもう一つやることは、例えばあいていてもとめるケースが中にはあると。やっぱり少しでも近くというのが、病気とかけがをしている方についての心理もあろうかというふうに思います。ただその辺につきましては、やっぱりルールというものがあるわけですから、あいている場合には当然中に入ってもらおうという事で、そういった駐車の指導といいますかね、そういったことも必要になってくるのではないかというふうに思っております。

2番目につきましては、今見えてこないということでございますけれども、そういうことで認知

についてそういった借りられるような状況のものについて、交渉しながら進めているということでございますので、もう少しお時間いただければというふうに思っております。

それから、大和町の駐車場を貸すに当たって契約をしているのかということでございますが、正式な文書の取り交わしとかはやっておりません。今あくまで一時的なという、臨時的なという考え方の中で進めておまして、これも2番と絡んでしまっているんですけども、そういった状況で一時的な利用ということでございますので、正式な契約はやっておりません。各町村での負担金ということでございますけれども、そのことにつきましても今申し上げたことと一緒にしてくるんですけども、恒久的なものではないということ、確保の今努力をしているということでございますので、一時的なことということでございますので、その負担金についてもそういったことについて、理事会のほうで「大和町の役場をこのぐらい使っているから、どうの、こうの」というお話はしておりません。

以上です。

○議長（平渡高志君） 千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） まず1番目の現状を把握していて、安全管理をしなくちゃいけないというところなんですけど、やはりピーク時というのを把握されているみたいなので、そのピーク時にやはり病院スタッフ、どういった形態になるかわからないけれども駐車場のほうに配置して、駐車スペースに誘導していただくという方法もあるかと思うんですけども、そういった働きというのはなかなか見えてこない状況じゃないかなと。ですから気がついているんですけども、何にも手だてがないというふうにしか周りには見えてこない現状が問題じゃないかと私は判断しておりますが、そういった対応をこれからしていくのかどうかということをお聞かせください。

2番目のことは、もう探されているならそれで早急に探されて決定することを望むわけですが、やはり理事長お互いに状況がわかる人たちの話し合いでこうなったというもので、今恒久的じゃなくて臨時的に使っていただくというのは問題じゃないんですが、やはり理事長もいつかは変わるんですからそういう流れをきちんとわかるような契約のあり方とか、そういったものが行政同士のつながりというんですかね、そういったものでは必要かと感じておりますが、理事長はどのようにお考えであるか聞かせてください。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 1番目のピーク時の誘導ということでございますが、先ほど申しましたとおりあいていてもするケースもあるというふうに聞いております。私が直接確認したわけではござ

いますが、そういう場合もあるということです。ですから、その点については案内とかそういったことも、方法の一つとしては有効ではないかというふうに思っています。

今病院は、御案内のとおり警察のOBの方とか受付で案内をしているということもあります。あといった形がいいのかどうかいろいろあるとは思いますが、そういったことについては病院側がやることですので、我々から「こうしろ」とはなかなかあれですけれども、そういった駐車場が足りないという状況ですので、その辺の御協力といいますかそういったことも、病院側にお話してみたいというふうに思っております。

それから契約ということですが、確かに長期ではないにせよ、短期にせよということがございます。こういうこと、例えば以前に消防でも使った経緯がございます。消防ではそちらのターミナルのほうですが、工事があって一時的でしたのでということで、一時的に利用したケースもありました。あくまで短期ということで、そういう形をとっております。今回も思いのほか長くなっているということがございますが、長期になれば当然そういったことが必要だというふうに思っています。その辺については、臨機応変にと言ったら言葉悪いかもしれませんが、全てが全て契約というのではなくて、長期であれば、一定期間以上であればそういうこともやるとか、そういった考え方を持つことも一つの考え方だというふうに思います。

○議長（平渡高志君） 以上で4番千坂裕春君の一般質問を終了します。

次に、8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 大郷の千葉勇治でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

私、前に説明のあった8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理について、執行部の考え方を五、六点に分けてお聞きしたいと思います。

まず、さきの全員協議会の席上で、理事会で組合の焼却処理施設で処理することを決定したというふうな報告を受けたわけですが、理事会が決定する力がどこにあるのか、その辺について。今回特に、いわゆる私たちから見ればかなりの有毒性のある、危険性のある放射性廃棄物でございます。そういう点での理事会の判断の基準をお願いしたいと思います。

それから2番目、バグフィルターは99.99%まで処理ができるという、ほとんど完全だというふうな話が何回もされているわけですが、最近そのことについての大きな問題が浮かび上がっております。行政組合で独自にそのことについてその後調査されているのかどうか、それらが吉田地区への説明についても大きな安心度を与える説明になったのかと思うんですが、その辺どのように調査をされ、本日に至っているのかお聞きしたいと思います。

それから3番目、吉田地区からの同意を得るために、その前段となる400ベクレル以下の汚染廃棄物については、発生地でそれぞれいろいろな方法で処理していくということでございますが、それぞれの特に富谷さんを除いた3地区は汚染物を抱えているわけですが、それぞれの地区でこの400ベクレル以下の廃棄物の処理についてどのようにすき込み等の理解が得られているのか、現時点での見解を求めておきたいと思います。当然、この400ベクレル以下の地域の理解があって、初めて次なる焼却場への400ベクレル以上の搬入が可能となると思うんですが、まず前段となるこの400ベクレル以下のすき込みについてどのような進捗なのかお聞きしたいと思います。

それから4番目、焼却施設地のある大和町の吉田地区ですね。ここでは先ほど理事長報告の中で、区長さんを初め地区住民に対しまして説明会を開催し、忌憚のない御意見を賜り、理解を願ったというようなことでございますが、その際忌憚のない意見がどういうものだったのか。またそれを裏付けることとして、何らかの「私たち協力します」というような、いわゆる契約などがそこに存在するかどうか。当然それは必要だと思うんですが、口頭だけでもし何か今後あった場合には、大変な地域住民への負担が重くのしかかるとお思いますので、そういう点でのその意見内容もあわせて、契約などがあったのかどうかお聞きしたいと思います。

それから5番目ですが、郡内に保管されている場所ごとの最新の測定結果、要は県で出しているのはたしか去年の、かなり今になってみれば古いデータだと私なりに思うんですが、やはり400ベクレル以下は地元で処理するというようなことを打ち出している以上、極めて新しい判断されたそのごみの実態をつかむ中で進める必要があると思うんですが、最新の測定の結果についてどのようになっているのか、その辺の状況についてもお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それではただいまの御質問でございますけれども、御質問の8,000ベクレル以下の廃棄物の処理につきましては、昨年11月に宮城県が示しました県内各自治体の設置する焼却施設で一斉に処理する方針を断念いたしまして、地元圏域ごとの個別処理策が6月18日に新たに示され、焼却か農林地還元かの判断が各地域に委ねられ、当黒川地域といたしましては一時保管を強いられている農家等の負担軽減から早期の処理着手が必要であると結論づけまして、理事会といたしましては400ベクレル以下の廃棄物をできる限り町村において処理をし、残されるものについて焼却処分としたものでございます。

施設使用について、理事会だけの判断で進められるのかとの御質問であります。理事会といた

しましては開催日程は前後いたしました。行政事務組合議会及び3町村議会に全員協議会の開催をお願いし、御理解を願った次第でございます。

次に、バグフィルターの性能に関する御質問でございますが、御質問のとおり安全性に質問を投げかける声があります。昨年県におきましては、一斉焼却に向けた考え方を提示して以来、焼却施設の地元であります吉田地区の方々に対する説明を初め、御理解を得るために申し上げてまいりましたことは、バグフィルターを初め施設装置の全てにおいて国が定めております施設基準がありますので、これらの基準を遵守し、施設の維持管理に努めております。

バグフィルターについて申し上げますと、装置全体を毎日の運転時及び月例での点検を実施しております。煙・排ガスから有害物質を除去しております315本のろ布につきましては漏れ・破損がないか無作為にサンプリングしまして、通気性・引っ張りの強さ・顕微鏡による合成繊維の材質観察などの専門検査を実施しました。5年ごとに315本全部を交換するなど、施設装置の維持管理基準に基づき安全性を確認しております。御質問にあります環境省の見解に疑問の声が広がった後ということではなく、常に基準を遵守する施設の維持管理を計画的かつ適正に実施しております。

次に、農地等へのすき込み予定地での理解度は深められているのか、状況は、とのことでありますが、組合議会全員協議会でも説明申し上げましたが、低い数値のものについては保管している町村の責任で農林地へ還元し、最後に残るものを環境管理センターにて焼却処理することにし、町村間で協議を進めてまいりました。御承知のとおり、県の圏域ごとの処理方針に合意の方向づけが出されました市町村会議が7月15日でしたので、各町村ともこれから理解をいただくための説明を進めることとしております。各町村の保管状況も異なりますけれども、大和町におけます個人保管者の事例を申し上げますと、堆肥化しまして農地への還元について御理解を得ている方もおいででございます。

吉田地区で開催いたしました説明会についてでございますが、7月14日に大和町が主催し、吉田地区全世帯に案内をしまして、3町村と黒川行政から町村長を初め担当課長が出席しての説明会を開催しております。出席者の声・意見としましては、「焼却処分する量はどれぐらいか」「最終処分場は仮置きごみであふれている。あの状況で灰を埋め立てたら、放射性物質が流出するのではないか」

「放射能濃度の測定と管理をどのように考えているのか」「運搬方法、運搬ルートは」「運搬は毎日か」「まとめて運搬し、環境管理センターに保管するのか」「福島と比較したら比較にならない低い数値なんだから、早く片づけて他の模範としては」等の意見が出されております。

保管されている状況についての御質問であります。各町村の実情といたしましては大和町の場合ですと牧草とほだ木が個々の7カ所に保管されておりまして、400ベクレル以下が46.5トン、2,000ベクレル以下が17.6トンとなっております。大郷町につきましては、稲わら・牧草を3カ所に集約保管され、ほだ木は1個人が保管されておりまして、400ベクレル以下が101.1トン、2,000ベクレル以下が47.5トンとなっております。大衡村の場合も牧草を1カ所に集約保管され、ほだ木は5カ所に個人が保管されておりまして、400ベクレル以下が299トン、1,000ベクレル以下が52.7トン、2,000ベクレル以下が19.2トンとなっております。これらの8,000ベクレル以下の廃棄物の処理につきましては、一時保管を強いられている方々の負担軽減を考えますとき、加速して取り組むべきと考えておりまして、今後ごみ焼却施設を管理しております行政事務組合と各町村がさらなる連携を図りながら進めてまいりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○8番（千葉勇治君） 最新の情報はつかんでいるのかどうか。最新の情報、5番目。最新の測定結果の数値を聞いているんですが、何もない。これはいつはかったんだか、測定した日。どれが最新なのか。これまで示したやつより、ごく最近のやつあるんですか。

あと、それからもう一つ、ごめんなさい。理事会で全協やったって言っているんですけども、全協じゃないんですよ。いわゆる理事会の規定の中でどこに定めているかって私聞いているんですよ。これ、再質問する前に。そのこと聞いているんですから、答弁ないんですか。

○議長（平渡高志君） そのことについて、含めて答弁をお願いいたします。

○8番（千葉勇治君） 1番目の理事会での判断ですか。規約か、理事会の規定か何か、どこかに触れているの。それ、どこにあるのやって聞いているんです。例えば理事会の規定の中で専決で決められることついて触れているでしょう。あるいは、清掃のほうの条例の中でもどういうごみは燃やしていいのか悪いのか、出ているわけですよ。そういうところに触れているんですよ、これ。そこをどう検討されて、理事会がそういう方向づけ示すのかということ。その答えないで、進められないですよ。

○議長（平渡高志君） ちょっとお待ちください。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 今回の納入につきましては一般廃棄物という扱いでございますので、今回のそれは、ですから理事会、そういった規定の中でということになります。一般廃棄物ですので、処理はできるという前提でございます。それから、そのことについて御説明を申し上げて、全員協議会で説明させてもらったということになります。

それから、測定値につきましては、これは最新といいますか県のほうで調べた測定値でございます。この期日については県が宮城県全体を一斉に調べた数値ということでございます。

○議長（平渡高志君） 千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 再質問を始めます。

1番目の理事会の決定については、今一般廃棄物なので、あえて問題ないというふうなことでございますが、確かに国では8,000ベクレル以下は一般廃棄物ということで今回も特措法の中で強引に進めましたが、震災を受ける直前まではたしか100ベクレル以下が一般廃棄物で、以上は放射性廃棄物というふうな位置づけされた経過があるんですね。そういうことの中に、今回国が一気に100を8,000ベクレルに上げたから一般廃棄物にならないというのは、余りにも県オンリー、国オンリーの考え方であって、実態としてそれが本当にどうなのかというのを、私はもっともっと立場として真剣にその辺の安全性については学習する必要があると思うんですが、どうもその辺が県から示された、あるいは環境省から示された内容が一般廃棄物に位置づけされているから、今回焼却するというようなことですが、そういう点で私余りにも調査不足だと。

2番目にバグフィルターについていろいろ私質問したところ、バグフィルターにおいては全てにおいて基準があり、遵守していくと。毎日点検しているとか、もう既に点検しているからいい話ですが、315本云々ってまだ廃棄物、いわゆる放射性廃棄物の点検していないわけですよ、まだやっていないんですから。今までこれが異常なかったと言っても、果たして今後異常ないという保証はないわけで、実は今回こういうことが出たんですよ。国立環境研究所のホームページに載っているんですが、バグフィルターのいわゆるばいじん除去率、これ90から99.99%までであるということでしたが、県議会の環境生活農林水産委員会、これは黒川では藤倉知格議員も入っているようですが、その説明の検証ということで専門家を3人呼んで検証したところ、その99.99%除去できると言った方の間違いが具体的に文書で返ってきているんです、県にね。あるいは、その研究者はあるところのデータを、いわゆる教科書を見たそうなんです、教科書に載った資料、間違った資料を見て、それをそっくり大丈夫だと言ったところ、今回の答弁では「あれは勉強しなくて、済みませんでした。99.99%の問題については、やはり疑問がある」という、そういう疑いが出ているんですよ、これは県のですね。

これ15分ですかね、2問目。時間、議長。再質問10分だけか。ああ、ないのね。

平成29年の7月11日づけで、確認内容に対する回答ということで国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターのセンター長が答弁出しているんですよ、文書でね、県のほうに。これを鑑みた場

合に、「99.9%除去できます」あるいは「毎日点検する」「安全云々」「環境庁が云々」「常に実施している」、これが完全に覆されたわけなんです。それでも、本当に吉田地区に「安全です」ということを言えるのか。かなり空気中に分散されるということが出ているわけで、また水の点検をいわゆる流水の状況を見て判断するということですが、ところがこれは水には溶けにくい性格で、なかなか水を分析しても答えが出てこないという結果も出ているんですよ。

そういう点で、説明をする段階で間違った説明をしてしまうと、そういうことが住民を安心させる材料になったとすれば、これ甚だ問題出てくるのではないかと思うんで、その辺について私バグフィルターの99.9%の処理能力があるという見解についてももっともっと調べるべきだということであれしたんですが、いまだに一定の安全性の域から出てこない。そのことについて、もう一度見解について理事長として、あるいは理事会の見解として本当に問題ないのか。この辺について、こういう裏付けが既に出ているにもかかわらず、いまだに頑張るのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、3番目の吉田地区ね。吉田地区にある400ベクレル以下の汚染廃棄物ということでは、以上のやつは燃やす、あと以下のやつは田んぼに返す、畑に返す、牧場に返すというふうなことで、この辺7月15日に云々ということですが、都合のいいところは圏域、圏域でやっていくということ。ですから、圏域で独自にやっていくということになれば、圏域独自にそのすき込みの計画なり設定もやる必要あると思うんですよ。それを三つの自治体、どこもまだ住民に説明会してないような話ですが、どうなんですか、その状況。もしそれが、かなりてこずるようなことになれば、これは全然進まないことになると思うんですね。すき込みは自分たちでやろうとしたすき込みは進まないで、一方で焼却だけが進んでいくということになれば、最終的に「400以上のやつあんたら燃やしてけたんだから、400以下だって燃やしてけねか」という、どうもそういう方向に行くような心配もするわけですが、やはり約束したことはちゃんと守るべきだということですが、その辺についてどのように今後徹底していくのか。その辺、これまでの黒川圏域での取り組みの状況、すき込みについてですが、町民から出ている声などについてお聞きしておきたいと思います。

それから、4番目の具体的にいろいろ忌憚のない意見がでたということですが、ここで吉田地区に対してもし安全性に問題があった、あるいはこういうものが出た場合にどうするとか、補償も含めた何らかの、一方的ないいことづくめの説明ではなく、契約書なりそこには念書なりを交わす必要があると思うんですが、その辺についてはどうなっているんですか。何か説明では「理解が得られた」などと言っていますが、理解が得られたというのは半端な問題ですよ。今そっちこっちでも、きのうの新聞でも仙台地区あるいは仙南のほうでも「ぜひやらないでほしい」ということ出ていま

すし、川崎でも大崎市でも気仙沼でも栗原でもいろいろなことで、焼却についてはかなり消極的な状況の中で、黒川だけが先行するというのもおかしい話なんです、そういうことでどのように契約書を交わしているのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

それから、5番目に最新の結果の数値を出してほしいということで、あえて私お願いしたわけなんです。半減期があるわけで、その半減期は日数とともに、年数とともに減っていくわけですから、もっともっと半減期のものがふえているはずなんです、日がたてばたつほどね。ですから、そうすれば焼却をお願いする量も減ってくるということも含めて、半減期になるまでの保管についても、国ではそのためには農水省がその保管経費は見るという、ことしになってからそういう予算も具体的に出しているわけですから、そういうことも含めてもっともっと時間をかけた中でこの辺の進め方を検討すべきだと思うんですが、半減期についてどのように考えて実際最新の調査、独自にやっているんですか、この三つの自治体で。その辺について、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩いたします。10分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 先ほどの御質問でございましたが、バグフィルター等についての調査不足ということですが、我々独自に調査はしておりません。ただ、数値的なものの九十九点何がしというものにつきましては他地区、仙台市とかほかでやったところによって測定があったという中で数値を我々示されておりまして、それを皆さんに申し上げたところでございます。

なお、そういった違った意見があった県議というお話でございました。その辺につきましては、県のほうから我々のほうにそういった情報はございませんので、県のほうの確認をしてみたいというふうに思っております。

それから処理の方法でございますが、これ各町村独自でやっておりまして、例えば大和町の場合ですと個々に伺っております。その中ですき込みをやる、あるいは100以下のものにつきましては、ほだ木ですね、それについては林地還元をするというふうな御意見も頂戴しているところでございます。

それから、契約行為とかそういったものについては、やっておらないところでございます。あく

まで普通ですという判断の中でやっております、現在そういった契約行為ということについては考えておりません。

それから測定につきましては、昨年の秋に県のほうで一斉に調査をいたしました。そのときの数値が、今出ております。それで、大分半減期があったということもありまして、数量的には減ってきているのが現状でございます。再度調査というのは、現在やっておらないところでございますが、あのときの話によりますと半減期のものについてはどんどん半減、今後については短い期間で減ずるものと長期で減ずるものがある、去年の調査までの間には短期のものについてかなり減った。今後については減ることは間違いないのでありますけれども、今までのような減り方ではないというような説明も受けておるところでございます。

以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君、質問少し簡潔にお願いします。

○8番（千葉勇治君） バグフィルターの調査について独自にやっていないということですが、県のほうに確認するというので、間違いなく県で先ほど申し上げましたがそういう資料、これは7月11日の回答ですから、1カ月前ですね。これ確認してもらえばわかると思うんですが、本当に大変な状況になっているわけで、それを信頼して返事をした吉田地区、あるいは県内の方々についてこれが思いのほか除去できないということになれば、いわゆる放射性廃棄物を拡散してしまうということになるので、ぜひそういう点ではもっともっと慎重な考え方、構えを私は黒川圏域としてもやっていく必要があると思うんですが、改めてその辺の見解についてお聞きしておきたいと思います。

契約はしていないということで、思い切った答弁だったんですがね、契約するしないというよりも、これ契約をして町民、そこの地域の方々に安心感を与えるというのが私は行政事務組合としても当然必要だと。もし何かあった場合に、それは誰がその責任を持つのか、補償を誰がするのかと。当然、安全なければ安全なほど、契約するについても地域の方々は喜んで契約するはずですから、やはりこちら側がその契約行為を計画して対応するかどうか、行政組合自身にはその姿勢がかかっていると思うので、当然契約について安全だということを触れ込みながらも、「もし何かあった場合にこうする」ということも一筆加えながら出すのが普通だと私思うんですが。そのことについての見解をお聞きしたいと思います、ぜひそうあるべきだと。

話戻りますが、さきほど理事会で全協で「あれ、一般廃棄物だから」ということですが、ただ一般廃棄物についてもやはり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、搬入の制限ということで第6条には「理事会は、次の各号の一つに該当するときは、一般廃棄物の全部または一部について、

これ一般廃棄物ですよ。「について、施設への搬入を制限または許可しないことができる」ということで、2番目に「有毒性物質を含むもの」とあるわけですよ。「8,000ベクレル以下だから有害物質は含まない」というような見解を多分理事長は持っていると思うんですが、先日2007年でしたか、までは国が100ベクレル以上はかなり有毒性物質、いわゆる放射性廃棄物だと明言した資料、いわゆる会議がされているわけですから、2004年ですね。2004年に放射線管理区域等に規定されているんですよ、いわゆる100ベクレル以上については。それが、今回の放射性特別措置法によって8,000までに一気に上げられたんですが、それだけにいかに今回の対応が危険性がないということでごまかししようとする国の政策が私は余りにも露骨過ぎるのではないかと、この間まで100だったのを、一気に8,000まで上げたよ。

そういう中で、やはり今回この条例で定めている6条の有毒性物質を含むものに私は位置づけるもので、当然のことながらそれをやるには議会の議決が最低でも必要ではないかと。それを「全員協議会で説明したから云々」で果たして済むのかという。一方で、執行部側も議会の議決を得ておれば、かなりそういう点で安心した執行体制がとれるのではないかと。それ、全員協議会でやったということ、全員協議会の位置づけとくとわかると思うんですが、そんなに重くないはずなんですよ。全員協議会の議決というのは、どこかの議決案件であるんですか、全員協議会で決まったからとか、認めてもらったからというの。それ、ないと思うんですよ。やはり、いわゆる清掃に関する条例の第6条の搬入の制限に鑑みても有毒性物質を含むものと位置づけて、当然こういう場合には理事会だけの決定ではなく、議会の決定なども得ながら進めるべきと考えます。ぜひ、その辺についての見解を求めるものであります。

終わりますが、最後にそういうことを申し上げながら、まず基本的には国が安全管理、保管管理をすることに対して予算化した状況もありますので、私は半減期を待ちながらもっともっと状況を見据えた中で、例えばすばらしいバグフィルターが出てくるまで待つとか、あるいは本当にそれが拡散できないという保証が科学的に示されるまでの間、私はあえて焼却については黒川圏域の中でも絶対にしてはいけないということを強く要求しながら答弁を求めて、再々質問を終わります。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 県の確認等につきましては、先ほど申しました県に確認したいと思っております、その際県の見解といたしますか、そういったものを確認したいというふうに思います。

また、契約行為とかにつきましては、先ほども申しました我々は一般廃棄物というような考え方を持っております。いろいろな考え方があろうというふうには思います。その中で、一つの基準と

いうのがございます。そういった中でございますので、基準を持ってやるということが必要ではないかというふうに思っております。

また、この説明についても全員協議会の中で説明をさせていただきました。議員、有毒性というお話をされております。そのことについての見解は、いろいろな見解があるんだというふうに思っておりますが、我々としましては先ほど冒頭に申し上げましたが最初に今保管しておる方々、そういった方々の負担も減らしたい、またこういった処理について進めることによって震災復興、そういったものを進めていきたいという思いの中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

どうぞ、御協力よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 以上で8番千葉勇治君の一般質問を終了します。

日程第7 議案第15号 黒川地域行政事務組合事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第7、議案第15号黒川地域行政事務組合事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは議案書2ページ、議案第15号について御説明いたします。別冊の条例議案新旧対照表の1ページもあわせてごらん願います。

議案第15号黒川地域行政事務組合事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、事務所の移転に伴い事務所の位置の改正を行うものであります。現事務所の位置「大和町吉田字新要害57番地の1」を、移転先の「大和町吉岡字下町15番地の1」に改正をするものでございます。

施行日につきましては、10月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第15号黒川地域行政事務組合事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号 黒川地域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第16号黒川地域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 議案第16号について御説明いたします。議案書の3ページ、あわせて別冊の条例議案新旧対照表の2ページをごらん願います。

議案第16号黒川地域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、公告をする掲示場について変更するために改正を行うものであります。現在の公告場所につきましては、組合事務所前掲示場、黒川病院前掲示場、消防本部前掲示場となっておりますが、消防本部と病院が近いということもあり、病院前掲示場を削り、消防署の各出張所と富谷消防署を加えるものでございます。

施行日につきましては、10月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第16号黒川地域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第17号 黒川地域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第17号黒川地域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第17号について御説明いたします。議案書の4ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の3ページをあわせてごらん願います。

議案第17号黒川地域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、個人情報の保護に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

条例議案新旧対照表で御説明させていただきます。条例議案新旧対照表の3ページになります。

第9条につきましては、議案第18号にて出てまいります。個人情報保護条例に規定する個人情報の定義の明確化に係る改正を行うこととあわせて、黒川地域行政事務組合情報公開条例に規定する個人情報に係る部分についても同様に明確化するよう改めるものでございます。

議案書の4ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第17号黒川地域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第18号 黒川地域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する 条例

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第18号黒川地域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 議案第18号について御説明いたします。議案書の5ページ、それから

別冊の条例議案新旧対照表の4ページをあわせてごらん願います。

議案第18号黒川地域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、個人情報の保護に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

条例議案新旧対照表で御説明させていただきます。条例議案新旧対照表の4ページになります。目次の第3章につきまして、第15条の2に「利用停止の請求」を規定することに伴い、その文言を追加するものでございます。第1条は、個人情報の範囲の中に括弧書きで「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ)」を加え、第15条の2から第15条の4までにおいて利用停止請求に係る事項を規定することに伴い、文言を改めるものでございます。同じ改正が第3条・第6条・第7条に出てまいります。省略させていただきます。

第2条は、個人情報保護法の改正により個人情報の定義を明確化するものでございます。

6ページにまいりまして、第6条の2につきましては特定個人情報利用の制限について新たに規定するもので、7ページにまいりまして第6条の3につきましても特定個人情報の提供の制限について新たに規定したものでございます。

8ページにまいりまして、第15条の2個人情報保護法の改正に伴い、利用停止についての請求権を規定したものでございます。

10ページにまいりまして、第15条の3は利用停止請求の手続について新たに規定したもので、同じく第15条の4は利用停止請求に対する決定等について新たに規定したものでございます。

11ページにまいりまして、第16条の2につきましては第15条の2から第15条の4において新たに個人情報の利用停止についての請求権を規定したことに伴い、文言を追加するものでございます。同じく第17条につきましても、新たに第15条の2から第15条の4を規定したことに伴い、条項の追加をしたものでございます。

議案書の8ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第18号黒川地域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第11、議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第19号について御説明いたします。議案書の9ページとあわせて、別冊の条例議案新旧対照表の12ページをごらん願います。

議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例議案新旧対照表で御説明させていただきます。12ページになります。

このことにつきましては、児童福祉法の改正によるもので、第3条につきましては育児休業法第2条第1項にて育児休業の承認について規定しておりますが、その育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について、8項目につき規定しております。その中の6項に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものでございます。同じように、第4条につきましても「育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」について規定しておりますが、第3条第6項と同じように「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものでございます。

13ページにまいりまして、第10条には育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情について7項目めにつき規定しておりますが、その中の7項に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものでございます。

議案書の9ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑な

しと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第20号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第12、議案第20号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長落合 稔君。

○消防本部予防課長（落合 稔君） それでは、第20号議案を説明させていただきます。

今回の改正の目的は、建物利用者の防火安全を図ることを目的に、重大な消防法令違反のある防火対象物を公表することを火災予防条例に定めるものです。

公表の対象となる防火対象物は、不特定多数の者が出入りする劇場・映画館・遊技場・カラオケ店・飲食店及び百貨店・デパート・スーパーマーケットなどの物販店、旅館・ホテル・病院それに高齢者や障害者施設・保育所・保育園など、及びこれらを含む複合用途防火対象物で、消防法上の特定防火対象物を公表の対象とします。

公表の対象となる違反は、設置義務のある屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備で、これらの設備が一切設置されていない防火対象物を公表します。

公表の時期は、公表の対象となる違反が認められる防火対象物に立入検査の結果を関係者に交付した日から14日を経過した日とします。

公表の方法は、組合のホームページで防火対象物の名称・所在地及び違反の内容を公表します。

以上が改正の説明になります。

それでは、新旧対照表の14ページ、黒川地域行政事務組合火災予防条例の新旧対照表をごらんください。

この重大な消防法令違反のある防火対象物を公表することを、火災予防条例第58条の4に加え、あわせて第39条第3項を改正します。第39条第3項の改正は、火災予防条例内の整合性を図るもの

です。

議案書の第20号議案の10ページにお戻りください。附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 確認ですけれども、まず30年の4月1日からということですが、現状防火対象物になっていなくて、30年以降対象となるものが郡内にどのぐらいあるのか。その辺把握していれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 予防課長落合 稔君。

○消防本部予防課長（落合 稔君） 現在、対象となる施設は3棟あります。

以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。

ほかにありませんか。1番金子 透君。

○1番（金子 透君） 先ほどの説明によりますと、当組合のホームページにて違反の者を公表するという説明だったと思うんですけども、住民により身近な各市町村のほうにまで公表の範囲を広げていただくという考えはないのでしょうか。

○議長（平渡高志君） 予防課長落合 稔君。

○消防本部予防課長（落合 稔君） 7月1日発行の第81号「広域くろかわ」、及び8月1日発行の防火管理協議会が発行する会報に掲載しております。10月以降は、各管内町村の広報紙にも掲載する予定です。宮城県の消防課でも、10月に新聞等に「始まる」ということを公表する予定です。

○1番（金子 透君） いろいろな施設、住民の方が安全性を把握しないで利用して犠牲になっている件もあると思いますので、より積極的に違反物件に関しては公にすべきと思っております。そこら辺、なお徹底すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平渡高志君） 予防課長落合 稔君。

○消防本部予防課長（落合 稔君） 公表することについては、今回の改正されたこと以外には、あとは違反処理・違反是正に移ったときに建物に公示するしか今のところ方法はございません。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第20号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13 議案第21号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第13、議案第21号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書11ページをお開き願います。

議案第21号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万8,000円を追加し、38億7,026万1,000円とするものです。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、議案書12ページにあります第1表によるものでございます。

第2条債務負担行為補正でございますが、ごみ焼却施設運転管理業務委託の事業を実行するために、債務負担行為を追加するものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書について詳細を御説明いたします。

別冊の各種会計補正予算に関する説明書をお開き願います。1ページ、2ページにつきまして、お開き願います。1ページ、2ページについては、歳入歳出の総括でございます。

3ページをお開き願います。まず歳入でございますが、8款1項繰越金ですが、1節前年度繰越金をごみ処理費繰越金403万5,000円、最終処分場費繰越金68万3,000円、合計471万8,000円を増額する内容となっております。

次に歳出であります。2目のごみ処理費の12節役務費につきましては、今年度中に県下一斉に行われる計画であります8,000ベクレル以下の農林系廃棄物の試験焼却に当たり、焼却灰及び排ガ

スの放射性セシウム濃度の測定に係る手数料として386万7,000円の増額、18節備品購入費につきましては、同じく試験焼却に当たり焼却施設敷地内の空間線量を測定するための放射性空間線量計の購入として16万8,000円をお願いする内容となっております。

次に、4目最終処分場費の12節役務費につきましても、8,000ベクレル以下の農林系廃棄物の試験焼却に当たり、放流水等の放射性セシウム濃度の特定にかかる手数料として68万3,000円をお願いする内容となっております。

なお、これら検査等につきましては、環境省の放射能濃度測定方法ガイドラインの基準を上回る回数・頻度であります宮城県が示しております安全性を確認するために、地域の事情を踏まえた保管的な基準というものの例に基づきまして、上回る検査回数・方法に基づきまして計画しているものでございます。

次に、第2条債務負担行為補正について御説明します。議案書13ページにお戻り願います。6月に議会全員協議会で御説明しました環境管理センターのごみ処理施設に係る運転管理業務委託でございます。平成30年3月21日より平成35年3月31日までの運転管理を委託するに当たりまして、事業を推進するため5カ年で6億9,024万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が一般会計補正予算の内容であります。よろしくお聞きいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 説明書の中で、3ページに歳入歳出あったわけですが、この中で県下一斉に8,000ベクレル以下かどうかも含めた測定をやるということで、これいつころの時期になっているのか、その辺の計画、予定ですか、お聞きしたい。

それから、空間線量をはかるということで16万8,000円ということですが、この程度の機械で果たして線量をはかれるのかどうか甚だ疑問なんです、能力的に。これは、誰がどういう視点でこの機械を選定して、購入計画に至っているのか、この辺県の指導なのか。どうもこんな程度で、果たして問題になっている線量の状況をはかれるのか疑問なんです、その辺の経過をお聞きしたいと思えます。

それから、何かいろいろ説明の中でこの負担の費用ですね、これを上回る分ということがあったんですが、全額このことについては環境省から来るのか、あるいは一部なのか。その辺もう一度、私ちょっと頭に入らなかったんで、その辺の財源の歳入のほうの明細についてお聞きしたいです。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 県下一斉に焼却開始という時期につきましては、さきに市町村長会議等

で示されたとおり、何月何日ということについてはまだ示されていないというところでございます。今年度中に開始するということがありますので、補正予算をお願いするということにはなっております。

それから空間線量につきましては、既に1台今のガイドラインに基づきましてこちらで持っております。今回試験焼却に当たりまして、頻度が毎日焼却施設内を検査するべきであるということになっておりますので、最終処分場及び焼却施設内というところを職員がハンドで、手持ちの空間線量計という形のもので職員が毎日測定するということになっております。

それから補助金等の類につきましては、先ほど環境省のガイドラインに基づくとということを御説明しましたが、補助金については現在のところ環境省のガイドラインに基づいた回数だけが補助金の対象になっているということになっております。宮城県といたしましても、環境省のほうに現在交渉ということで、補助金等については打ち合わせしているということになっております。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 7月の会議で示されているとおりに示されていないということで、結局まだいつ一斉にやるか出ていないということですが、理事長にちょっとお聞きしたいんですが、こういうデータが示されて、初めて国から、県からのゴーサインが出て、調査して各圏域での焼却が開始されるのか。要は、黒川の焼却については圏域でやるということの県の指導ですが、いつころからどういう具体的な形でこれをやっていくのか。県では、基本的に全町村の、全自治体の合意形成を図り、住民合意を得た中で、県内であっても各圏域であってもそれを一斉にスタートさせるというよう河北新報の記事などあるんですが、その辺この予算に絡んでですがどういう考え持っているのか、黒川圏域として。その辺の方向づけもあわせて、お聞きしたいと思います。

それから、空間線量計1台持っている。あるいは、費用についてはガイドラインに基づいた回数だけれども、小まめにやればやるほど当然費用もかかると。そうした場合に、ガイドライン以上にやった場合には、今の段階ではその費用は行政事務組合負担だというようなことになるような話ぶりですが、どうも一方では地域、県内でやってほしいといいながら、調査についてはやればやるほど行政組合なりの持ち出しがふえていくということで、優秀な機械を買って調査するということ、基本的に私は焼却に大反対なんですが、もしそういう形に万が一なっても、それだけ優秀な機械を購入して、それが国なりあらゆる補助機関の上部から全額補助をもらって、そして頻繁にやればやるほど住民も安心だと。一方で経費がかかる分は盛られると、そういう仕組みを一方でつukらない限り、経費かかるからということで足踏みする、一方安全性についてはチェックがなお

さら遠くなるという、余りにも矛盾した国の、あるいは上の機関のやり方だと思うんですが、その辺あわせてもっと、上には言っているんだということですが、言っているだけじゃなく、それを前提としてこの仕事を進めていくということでないとうまくないんで、そういうわけでよろしく答弁を求めます。

○理事長（浅野 元君） ただいまの御質問でございますが、市町村長会議の中で今回圏域ごとにやっていると、全権任されることになりました。それで、市町村長会議の中ではそのことには了承しております、全体ですね。それで、圏域ごとにどういった方法でやるかについてはいろいろ圏域によって変わってくるということも、例えば栗原とかああいいうところについてはいろいろ検討されている。黒川では、焼却も含めてやるという話をしています。仙南でものっています。これは、決して黒川だけが先行しているとかそういうことではなくて、考え方は並行して上がってきております。

それから、焼却のスタート時期につきまして、これについてはやるとすれば県下一斉にということになっています。そのことにつきましては、モニタリングとかそういったものを設置して、そしてしっかりしたような状況になったら一斉にやるという考え方です。1カ所、例えばあるA地区が早く終わったから早くスタートするとかではなくて、モニタリングとかそういったものの機械の設置について、国でつくることになっておりますけれども、そういったものが県下一斉についた段階でスタートをする。それで、時期についてはまだ明確ではございませんけれども、その準備をするのに、モニタリングとかそういった設置をするのに時間が少々かかるということで、秋口から年内にできればということで、具体には決まっています。

したがって、黒川だけが先行しているとかそういうことではなくて、基本的な考え方が同時に進んでおりまして、実行もスタートするのは一緒にやっていると。あと、試験期間もある一定の期間、半年ぐらいというふうなことでございますが、その辺についてもどこが短い、長いということではなくて、やっていく予定になっています。

それから、さっき申しましたけれども、予算関係のものでございますが、モニタリングについては国で進めておりまして、それから基本的な考え方の調査について今課長が説明しましたけれども、この回数については国が出すということになっておいて、それ以上についてということでございますが、これについてはしっかり国のほうに要望を今続けているという状況でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） やっぱり、国からのいい回答をもらう中で調査なり、あるいは機械の能力も含めてですが、16万円そこらで、ちょっとした小遣いで買えるぐらい、私たちも、私はちょっとあ

れですがね。もう少し優秀なものを入れて、金額が云々じゃないんですが、何か余りにも能力に乏しいような金額にしか判断できないんですが、その辺慎重に対応してほしいと思いますが。

債務負担行為について、ごみ焼却のいわゆる管理委託について、これは将来にわたり地元の雇用、この辺などについてもやはり委託先との話し合いが必要ではないかと思うんですが、いろいろ理事会でもそのことについての話出ていると思うんですが、いわゆる地元雇用についてはこの委託を今後していく中で、どのような約束事をされているんですか。何か契約書の中に触れているんですか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） まず、今理事長の答弁にもありましたが、モニタリングにつきましては高度なやつといますか、それは施設、黒川行政でありますと焼却炉と埋立地、これには高度なモニタリング装置を県のほうで設置いたします。これはウン千万円というふうに聞いております。

今回提案申し上げておる空間線量計は簡易的なやつで、職員がその場で測定してデータを即時把握するというもので、高度なやつにつきましては各施設、あと途中運搬路線、焼却灰を埋立地に運ぶわけですので、その途中に一応設置要望しております。これは高度な、そしてデジタル方式で瞬時表示をするという、地域の方にお知らせをしていくという装置であります。

それから、委託関係についてでありますけれども、これから本日の債務負担行為を議決いただければ一般公募いたしまして、一般競争入札で業者が決まってまいります。議員御質問のとおり、地元雇用についてはほかの施設の実例もございます。例えば施設内の清掃は地元の対応可能な部分、施設内の清掃とかそういう部分については今後どの部分が可能かということ十二分に検討いたしまして、受託業者が決まった段階で求めていく考えでありますので、今後ともひとつその辺御意見いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにありますか。

それでは、午後からお願いをいたします。

これより昼の休憩に入ります。会議再開は午後 1 時からとなります。

午後 0 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします前に、理事会の出席について大郷町

長赤間理事にかわり、吉田副町長が出席しておりますので、報告をいたします。

それでは、会議を再開いたします。

質疑のある方。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） この補正予算の算出根拠をお示しいただきたいと思います。というのは、試験焼却、モニタリングというふうな説明ですけれども、実際試験焼却がいつから始まってということはまだ未定なわけで、その算出によっては次年度繰り越しになる可能性もあるのかなというふうなところでの説明をお願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、算定根拠をお答えいたします。

試験焼却につきましては、さきの宮城県の担当課長等の会議で示されまして、1週間試験焼却して、3週間ほどその検証を行うということをして1クールとしまして、6クールの試験焼却を行うということをして宮城県のほうから示されております。したがって、6カ月間の試験焼却ということになりますので、端的に言いますと1月に1週間ずつ6回ということになります。それから計算しまして算定させていただきまして、焼却期間5日掛ける6ということになります。

それで、検査の算定につきましては、検査するものにつきましては焼却灰につきましては主灰と飛灰、2種類ございますけれども、飛灰につきましては先ほど説明ありましたとおりバグフィルターのほうから出てくる飛灰のほう。あと主灰というものは、燃え残りの灰ということでございます。その2種類を検査すると。それから排ガス中のセシウム濃度、あと空気中のセシウム、こちらにつきましては直近のところを検査するということになります。これにつきましては、主灰・飛灰につきましては試験焼却中毎日行うということになります。排ガス中につきましては、1週間に1度ということになります。あと処分場につきましては、1週間に1度という積算でやっております。

機器購入につきましては放射性空間線量計につきましては、職員が毎日ということになりますので、購入するという積算しております。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 今の説明ですと、試験焼却が10月ぐらいから始まるというふうな積算に基づいて、御提示というふうに捉えてよろしいものなのか。それから、その検査自体で最初の1クールで、もう県で示している値でない値が出た瞬間どのような方向性なのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） まず試験焼却自体は、先ほどお話ししたとおり何月何日から始まるということはまだ決まっていないということは、明確にさせていただきたいと思います。それで、予算取りということもございますので、全部今年度中にするという仮定の中での予算取りという形で積算しております。改めて申し上げますけれども、何月から試験焼却が始まるかということについては、まだ明確には決まっていないと。最大限の予算を確保するという目的のために、今回予算を計上したというものでございます。

あと、1回やって安全だということが確定したということになりましても、基本的には目的物ごと検査するということが示されておりますので、例えば今回大和町のものを焼却する、次回の試験焼却は大郷町のものを試験焼却する、その次は大衡村の試験焼却することになりますと、目的物ごと検査することになりますので、1度だけ試験検査したからということで安全基準に達したから、もうやめるということはございません。

以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） これは確認になりますが、焼却する施設については古いほうというふうな認識です、私は。新しいものに関しては、まだそういったものはテスト焼却にしても、今出ているものでやっていくんだというふうな説明だったと思うので、既存の古い施設でこういったものを行うというところで、フィルター自体だけではなくてその関連するところからの汚染物というか排出物に関しても、その辺の検査等できるものなのか。その辺、ちょっと認識が違えばただしてもらえばいいんですが、その辺どうなっているかお伺いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 先ほどから、何月から始まるということがお示しできないというところもございます。現実的には、佐々木議員が御指摘のとおり当組合としては古い炉と新しい炉との切り替え時期という形にはなっておりますけれども、今回は今の予定としては今年度の予算ということになっておりますので、旧炉といいますか現在の炉でという形にはなります。ただこの計画が延びたり、それからその後本格焼却ということになりますと、我々としてはどうなのかわからないということになりますので、そこにつきましては理事会の判断ということで、そちらの指示に従いたいと思っております。

それから、今の炉のほうの施設の基準ということですよ。今の炉の施設の基準ということにつきましても、バグフィルター等現在の環境基準・安全基準にのっとった運営をしておりますので、

こちらについては毎回検査等しておりますので、その基準に従った運転をしているということになっております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） まず、債務負担行為について御質問いたします。

6年間で6億9,000万円ほど計上されていますが、これ5年間で割りますと1年で1億3,800万円になるわけですが、これが、平成28年度の決算の数字とどこを比較して見ればいいのか。これ、まず示していただきたいということです。

あとそれから、これを外部に委託すると、今やっている人員が余ってくるわけなんですけれども、該当する職員の数とその形態といいますか、正の社員なのか、あとそれからアルバイトなのか、入っているのかどうか。その人員の内訳、お願いします。そしてその人員に関して、配置転換で臨むのか、それとも整理する考えを持っていらっしゃるのか。

以上、お願いいたします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 1年間1億3,800万円という数字について、平成28年度決算ということにはどこからということでございますけれども、現在の運転管理以上の人数が必要とされるということにつきましては、6月の全員協議会のほうで御説明しておりますけれども、人数的には19人と積算しております。この人数につきましては、現在の人件費などを鑑みますと、この1億3,800万円につきましては、経費比較につきましては若干安価になるということにはなっております。現在職員が13人ですので、13を割りまして、そして19人ということになりますと、現在の人件費よりは高くなっているということ間違いありませんけれども、人数がふえるということになりますので、そのような計算になっております。

それから、焼却施設が委託されるということについて、今の運転管理についている人数をどうするかという考え方につきましては、職員数、現在焼却は6名が焼却しておりますけれども、その件に関してはほかの粗大ごみ処理施設、最終処分場のほうに内部転換といいますか、内部配置での配置転換ということにさせていただきたいということで、その分現在常勤的な臨時職員につきましては5名います。その5名につきましては雇用を行わないということの計画になっております。さらに言いますと、1名につきましては今年度定年退職ということになっております。人数的にはふえるというか、過剰になるものではないということにはなっております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） かかった金額、幾らなんですか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 平成28年度は委託しておりませんので、全くお金はかかっていません。

○7番（和賀直義君） 違う、違う。平成28年度は幾らかかっているのかという、今までの焼却。

○業務課長（佐藤初雄君） 今焼却している、焼却に対する人件費ということですね。ちょっと焼却に対する人件費というのは、特には計算しておりませんが、環境管理センター全体の人件費ということにはなっております。よろしいですか。

○7番（和賀直義君） 入れないでくださいね。要するに、1億3,800万円委託するとかかるんですよ。これを、要するにこれを評価するのに、今平成28年度としてそれに該当するところの経費、これは人件費だと思うんですけども、平成28年度はこれぐらいかかりましたという人件費の金額を教えてくださいという質問です。

○議長（平渡高志君） じゃあ、今助役佐野英俊君に答えさせます。

○助役（佐野英俊君） まず、基本的に申し上げますと運転管理業務、これは新規でございます。平成28年度の決算と直接比較できる経費はございません。平成28年度に係る人件費は、今後も管理センターの職員として人件費、施設を維持するためにそのまま毎年毎年かかる経費でありますので、議員おっしゃるとおり「じゃあ、人の関係どうなんだ」と。説明申し上げましたとおり、基本的には常勤的臨時職は雇用契約をその時期来ましたら切りますと。退職者入れますと、マイナス6になりますと。そうした場に残った職員、現在13名おりますので、残された職員ではほかの施設を維持してまいりますので、それらは平成28年度と同じように経費がかかります。24時間運転するための、先ほどマックス19名という説明を申し上げましたが、最終的にどういう金額での契約に至るか、これはまだ現状ではわかりません。ただ予算措置、本日債務負担をお願いする中での人員は19名を、こちらとしては積算の根拠数字にしております。それらが、「うちのほうは18人でやれる」「17人でやれる」となれば、当然委託業務経費も安くなるということで、一概にまだ現段階では言えません。

それから、課長説明の安価になりますというお話を申し上げましたが、これは従来の直営と委託に切りかえた場合の1人にかかる人件費が、委託の場合試算しますと安価になりますということで、管理センターを維持管理する経費、義務的な人件費そのものは平成28年度決算より、当然1億数千万円契約後増額になってくると。それだけ24時間連続運転の焼却炉になりますので、現在の施設管

理にプラス24時間運転する人員が必要になってきます。従来焼却やっておった職員分は、臨時的にやってきた部分にそれらを雇用契約をしないで、常勤の職員で対応するというようなことで、直接平成28年度の決算数値と比較できる部分というのは、基本的には出てこないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 私なりに人件費、平成28年度の資料から見ると、一般職の13人の給料と手当と共済費を足すと1億円、1億200万円くらいなんです。だからこの1億200万円と1億3,800万円の差が、24時間稼働して余計かかる費用なのかなと自分なりに理解したんですけども。それで要するに、大郷町に来た場合に今までとどれくらいプラスになるかというのを、それを知りたいわけなんです。金額ね、負担金の。これは、この経費に関しては、国からの補助金というのも何もないんですよ、これね。ですから、その負担金がまずどれくらいかかるんですか。

それから全協で、長持ちさせるためだと思っただけですけども、要するに24時間運転しなきゃいけない必要があるんですよ。でも、私は素人なんでよくわかりませんが、要するにごみの量がボンとふえているわけでもないのに、本当に24時間する必要あるのかなと。予備で温めておいて、電力だけかかってやっていければ、今までと同じような処理をすれば、消火できるんじゃないかなという、そういう考えも持っているんですけども、その辺に関してまず説明していただきたいということ。

あとそれから、その人員で6名は配置転換しますよと、あと常勤のアルバイトは人員整理しますよと。これ、今まで常勤でやっていた人のアルバイトを人員整理するということは、自治体として本当に問題ないのかどうか。この辺に関して、本当に私なりに心配しているんですけども、その辺に対する考え方をお聞きしたいと。

以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 本日御提案申し上げます債務負担行為、これはまず基本的に新規のもので。新たにかかる経費というふうに御理解いただきます。ただ、試算する中で最大限提案申し上げますので、1億3,800万円がどれだけになるかは未知数な部分でございます。じゃあ、大郷でしからばどうなのかということですが、負担割合規約規定に基づきます現在で19.8%が大郷の占める額ということで、議員試算されました1億3,800万円の19.8%が極端に大郷の増額分になる

と。

それから、あと運転の仕方ではということですが、国のほうではダイオキシン初め大気汚染防止法等々で24時間炉、今までは朝火をつけて夜消火して翌日まで休ませる、そういう間欠運転という施設だったわけですが、ダイオキシン等の有害物質の発生を少なくするためには、800度等の温度で一定して焼却しなさいという、そういう炉の施設基準というのが見直しされて、全国自治体ほとんどが連続炉運転の体制をとっております。従来のやり方では、そういう環境問題からしても、連続運転の必要性ということで、搬入される量を基礎数値に、50トン24時間焼却炉を計画し、整備中ということでもありますので、運転方法を変えてどうのこうのというものでもないという点、御理解いただきたいというふうに思います。

それから雇用の関係につきましては、今現在の労働基準に関する関係法に基づいて常勤的臨時雇用の体制をとっておりますので、これは雇用継続事前に通知をして、その時期に「雇用の継続は行いません」という通知をして、制度的にはそういう姿で雇用を切るという手法、これは法に触れるものではないので御理解いただきたいとしたいと思います。

以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。

ほかにございませんか。3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 議案書の3ページのところで、ちょっと私もきょう手元に資料がなかったので、確認の意味も込めまして確認をしたいと思うんですが、ごみ焼却施設の運転管理業務の中で、以前に全員協議会で現状の施設の焼却に係る費用をもとに算出された御説明をいただきました。今回それがちょっとないからあえて伺うんですが、その際に算出された1班何名で、何班体制でやるのかという部分と、今回算定をされるに当たって変化があったのか、ないのかですね。1班何名で、何班体制でやられる結果でこの金額の算定となったのか、確認をさせていただきたいとしたいと思います。

あと2件目が、説明書の3ページにありましたモニタリングの手数料に関して確認をさせていただきたいと思いますが、モニタリングはあくまでも目的は安全確保であって、数値でモニタリングをするというあくまでも確認行為になるかと思うんですが、ここで捉えられたデータをいかに情報開示していくのかという部分も、安全性を確認していただくという意味で非常に重要なところかなと思うんですが、先ほど同僚議員の質問の中で、助役のほうから県設置のさまざまな測定値に関しては情報公開もさまざま検討中であるという話でありましたが、今回試験焼却をされるこのモニタリングの数値に関して情報公開を考えていかれるお考えはあるのかどうか、

まずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、運転管理業務についての人員配置についてお答えいたします。

基本的には、運転管理する積算の数ですけれども、1班4名を4班を基本的には24時間交替制ということがあります。深夜労働あけ代休等を考えますと4班必要だということになっております。それからリーダーといいますか、焼却施設の施設長といいますかが1名、それから日勤者1名、それから車両管理といいますかプラットホームのほうの車両の指導ということで、あわせて19名と積算しております。

それから、モニタリング関係の今回情報公開ということになりますけれども、現在も環境省の指定に従って等組合の広報で飛灰、月1回検査しておるところでございますけれども、そちらについては毎回広報で情報公開させていただいているというところはございます。あと、今後情報公開について、試験焼却値の情報公開についても検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（平渡高志君） 3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） まず運転管理のところに関しては、私の記憶が正しければなんですが、全員協議会でお話いただいた内容と人員的には、マックスという意味では変わっていないという理解しておりますが、念のためその確認をさせていただきたいと思います。

あとモニタリングの業務に関してであります、情報公開の対象として検討いただくというお話でありましたけれども、一般町民に向けた安全性の担保というのももちろん大事でありますけれども、それとあわせて間違いなく指定廃棄物を混焼するために、現状の焼却炉のピットに指定廃棄物が入るわけですね。そういう意味で空間線量等に異常があった場合、または作業者の安全性確保という意味で、例えばきちんとしたマスクを着用いただくであるとか、作業着が今のままの作業着でいいのかとか、職員の安全性確保というところにも目を向けていく必要があるのではないのかなというふうに思いますけれども、通常予算の中で、その辺はもう既に検討中であるかもわかりませんが、基本的な考え方として作業員の安全性確保というところも注意をいただきたいと思いますが、どんな状況でしょうか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 職員の安全管理ということでございますけれども、基本的にはマスク等の衛生消耗品の購入ということになりますけれども、そちらについては既に当然粉塵対策及び公害

対策のために購入しているということになっております。その枚数をふやすというような形になりますので、予算上につきましては消耗品の中で動くということになりますので、表には出ていないという形になっております。現状、現計予算の中で職員の安全対策及び衛生消耗品の購入等を考えていきたいという形になっております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君、補足で。

○助役（佐野英俊君） 今回予算補正でお願いしております手数料、これらは焼却灰、主灰とあと飛灰から取りました中にどの程度セシウム分が含有しているかということで水質、それから灰等のそういう分析するための検査手数料であります。モニタリング経費という説明申し上げておりますが、そういう業務を委託する手数料とまず御理解いただきます。

あと、議員のほうから指定廃棄物というお話ありましたが、指定廃棄物ではございませんので。指定廃棄物ではございません。

それから、あと職員の安全管理面ですけれども、今現在も原発事故現場なんかで白いタイベックと称するやつ着ている姿、頭から手足まで、こういうものは今現在も炉内に入る場合、場所に応じてましては職員、そういうタイベックを着装しまして、さらにはゴーグル、あるいはマスク等、現在も毎年度の予算の中で措置をさせて現場では対応しておりますので、その辺さらに充実を図るといふ必要性は当然でございますので、現配当予算の中でやれるという部分で考えている部分もござい

ます。

それから、1班当たり全協での説明、議員おっしゃるとおり内容変わってございません。それを根拠に、今回の債務負担の御提案を申し上げますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。

ほかに。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 済みません。

24時間運転しなきゃいけないというの、私設備とかその辺がよくわからないから理解はできないんですけども、あえて24時間やらなきゃいけないよとなった場合に、新たに人を採用して地域内の人員で運転するというのも考えられるんですけどもね。そうした場合には、黒川の経済のためには非常にいいことなので、そういう面も検討されたのかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） その点については十二分に検討しております。そして前段の説明で、答弁の中で業務課長が「比較して安価です」というお話をしましたが、これは直営と委託した場合の経費を比較すると、委託の場合が安価になるという説明を申し上げたわけであります。

あと地元雇用の関係ですけれども、これは午前中の最後の質問にもお答えした記憶がございますが、受託業者が決まった場合には黒川行政としては積極的に受託者に対して地元雇用、これは強く訴えていきたい考えでありますので、理事会としてもその辺いろいろ議論する中で、「地元経済に影響を考えて、受託側に強く言わなきゃいけない」という意見も出ておりましたので、その辺は契約に至った暁には極力考慮していきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第13、議案第21号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14 議案第22号 平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算
(第1号)

○議長（平渡高志君） 日程第14、議案第22号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書14ページをお開き願います。

議案第22号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

今回の補正につきましては、宮城県からの派遣医師の増員、及びスプリンクラー設備整備について増額補正をお願いするものでございます。

第2条では、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予算額につきまして補正をお願いするものでございます。

まず、収入です。第1款病院事業収益におきまして、1,664万7,000円を追加し、補正後の予定額

を30億3,385万1,000円とするものです。

次に、支出であります。第1款病院事業費用におきまして、1,664万7,000円を追加し、補正後の予定額を31億7,524万7,000円とするものです。

第3条では、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正をお願いするものです。

まず、収入です。第1款資本的収入におきまして、5,131万円を追加し、補正後の予定額を5億932万9,000円とするものです。

次に、支出であります。第1款資本的支出におきまして、5,131万円を追加し、補正後の予定額を5億932万9,000円とするものでございます。

第4条では、予算第7条に定めました議会の議決を得なければ流用することができない経費につきまして、補正をお願いするものです。職員人件費について、補正前の2,550万4,000円に1,664万7,000円を追加し、4,215万1,000円とするものでございます。

第5条では、重要な資産の取得について追加をお願いするものです。回復期病棟スプリンクラー設備一式5,131万円を加え、資産の取得に要する経費は2億5,131万円とするものでございます。

次に、詳細につきまして、別冊にあります補正予算に関する説明書について御説明を申し上げます。5ページ、お開き願います。

初めに、収益的収入・支出の収入について、1款2項5目のその他偉業外収益の増額については、派遣医師の人件費について指定管理者からの負担金1,664万7,000円を増額するものでございます。

次に、支出についてですが、1項1目給与費について、宮城県から派遣医師が1名から2名に増員されましたので所要額を精査しまして、1,664万7,000円を増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入についてですが、1項1目県補助金について宮城県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金として5,131万円の内示があったものでございます。

次に、支出についてですが、2項1目建設改良費について、回復期病棟スプリンクラー設備設置工事について5,131万円を補正するものでございます。

次に、第5条重要な資産の取得について説明いたします。お手元の別の資料になります。議案説明資料議案第22号関係というもの、こちらのほうをごらん願います。よろしいですか。

それでは、まず設置の必要に至った経緯でございますが、リハビリテーション病棟を増築しました平成18年には、面積が3,000平方メートルに満たないためスプリンクラーの設置義務はありませんでした。その後、平成25年の福岡市の診療所火災を受け消防設備基準が見直され、面積に係るな

くスプリンクラーの設置が義務づけられまして、平成37年6月30日まで設置することとされてまいりました。当組合としては、平成27年度以降毎年度宮城県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金について要望してまいりまして、本年度内示を受けたものでございます。

事業財源計画といたしましては、補助金内で整備が可能となっておりますので、起債・一般財源については一切必要のない財源計画となっております。

本工事の対象区域につきましては、病院北側の回復期リハビリテーション病棟の1階・2階部分全域となっております。

以上が病院事業会計補正予算の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今説明資料を見ていたんですが、3,000平米以内であればスプリンクラー設置の義務はないということで、かろうじて41平米少ないということで守られてきたといいますが、設置の義務から外されていたわけですが、ただ性格上確かにこういう国の基準というものはあるんでしょうが、事務組合として人の命を預かる施設を管理している立場で、もう少し設計段階から考えてもよかったのではないかと、多分私もそのころまだここにいたと思うんで、余り関係しているわけですが、それにつけても、こういう状況が郡内の施設でぎりぎり何とかスプリンクラーをつけていないところもあるんじゃないかと思うんですが、その辺の状況と今後の指導もあわせてお聞きしたいことと。

それから、危険を感じて平成27年度から毎年申請していて、ようやく今回合格したというか、認められたということですが、これは国のほうでも危険だということを知りながら、あえて厳しい財政だといながらも、こういうものについては速やかな受理をし何らかの形で、補助金後でもいいですから対応するような、そういう働きかけなどもあってもよかったんじゃないかと思うんですが、これまでのなぜこんなにおくれたのか、その経過についてもう一度、たとえ平成37年の6月まで猶予あるといながらも、冒頭申し上げたとおり命にかかわるものですから、そういう点でなぜもっと腰入れてやらなかったのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） まず、黒川病院の裏側の第3病棟と称する病棟です。これは、議員さん方記憶たどっていただきたいんですが、平成17年度に指定管理体制をとりまして、平成18年度に指定管理者側で整備した物件であります、設計から。約6億円からの事業費を費やしたと思うんですが、それを4町村、黒川地域行政事務組合に指定管理者側から寄贈された建物であります。設計段階で、

黒川行政側としては当時の4町村としては設計段階で意見申すものは、何者もまずございませんでした。そういう中で基準があって、議員おっしゃるとおり3,000平米以下だからというか、その中で納めて計画をしてスプリンクラーは設置しなかったということになります。制度上の一線、その境目を使っているんだべということになるわけですけども、そういう解釈をしてしまいますと、そのとおりであります。

それが、1の(3)にありますとおり平成26年の10月16日、制度、制度申し上げて恐縮ですが国のほうの制度の改正がございまして、法律改正の中で平成37年6月まで執行猶予期間が与えられたということであり、理事会といたしましてはとにかく事業を進めなきゃないと。ただ単費でやることは大変な事業費ですので、毎年毎年要望して県のほうにも「早い時期に」という働きかけもしてまいりました。それがこの時期に至ったという部分でございます。人の命ということからすると、議員おっしゃるとおりの意見も十二分に理解するところでありましてけれども、今日まで時間を要したというのも事実でございます。補助内示を受けた以上は、早々に予算措置をしまして設置をし、安全・安心な病院を構築する考えでおりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(平渡高志君) 施設、何カ所。

○助役(佐野英俊君) 有床診療所、ベッド一つあってもこれは該当します。今まではそれがなかったんですが、有床、ベッドを持っている診療所、病院、医療機関全てが該当、面積関係なく有床診療所全て該当してまいりますので、小さい民間の医療機関全て該当することになります。

以上です。

○議長(平渡高志君) 8番千葉勇治君。

○8番(千葉勇治君) そうした場合に、黒川消防署として管内の実態見ていると思うんですが、やはり今行政組合の内容でも交付してもなかなか国、あるいは関係機関からの申請を認めてもらえなかったということで、危険を抱えているような実態は今郡内にどうなのかということ、実態としてはつかんで指導する必要があると思うんですが、その辺の事態をどうつかんでいるんですか。

○議長(平渡高志君) 予防課長落合 稔君。

○消防本部予防課長(落合 稔君) 病院で、現在診療所に該当するものでスプリンクラーの設置義務があって未設置の猶予期間中のものは、2施設あります。黒川病院さんを混ぜれば3施設になります。

以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） やはり、未設置というのは申請をしても該当にならなくて、予算的なものでないでいるのか。全然やろうとする姿勢がないのか。その辺を、もっと強く対応すべきなのかなと思うんですが、指導も含めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 予防課長落合 稔君。

○消防本部予防課長（落合 稔君） 改正の時点で、該当になる施設にはみずから足を運んで説明して、「こういう補助金の制度もあります」という話をしております。経過措置期間中に設置したいという、そのときの話でした。

以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 今のスプリンクラーの設置の件でありましたけれども、まだ猶予期間ということではありますが、本日議案第20号で議決しました公表の対象になり得る内容であったというふうに、今のお話からすると理解をいたしました。そういった意味でも間違いなく3月31日までは終えないと公表の対象になり得るという理解でよろしいのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますのと。

あと、今回派遣医師1名が追加されたというお話でありましたけれども、この1名追加の背景です。たまたま何かの専門の方を、黒川病院の管理者側が要請をした話で1名追加になったのか。いやいや、人口増に伴うところでの追加であるのかという、追加の背景をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 医師派遣の背景ですけれども、まず派遣申請については県の人事の中で一つ言えることであります。指定管理者・病院側としては、当然医師を確保するゆえに、県の医療整備課のほうには毎年要請しております。今回派遣増員になった医師は、整形外科医師であります。今現在常勤医師17名おりますけれども、やはり整形もいろいろ細分化しますと分野が広いようでありまして、指定管理者側での要請を受けて県のほうの人事配置でございます。

猶予期間の関係ですけれども、平成37年6月30日までということになりますので、それ以降未設置であれば当然公表、消防のほうですけれども公表の対象になってくるというふうに理解しております。猶予期間中は、公表の対象から外れるのかなど。そのための猶予期間でありますので、御理解いただきます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。

ほかにごいませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第14、議案第22号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15 認定第1号 平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第3号 平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第4号 平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

日程第19 認定第5号 平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 次に、決算認定議案であります。日程第15認定第1号から、日程第19認定第5号までの各種会計決算認定については、監査委員の意見書が各種会計一括にて提出されております。したがって、代表監査委員より各種会計の総括意見を求め、その後それぞれの議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、日程第15から日程第19までは監査委員の審査意見後、それぞれ議題とすることにいたします。

それでは、代表監査委員へ平成28年度黒川地域行政事務組合各種会計決算についての審査意見を求めます。代表監査委員熊谷喜久雄君。

○代表監査委員（熊谷喜久雄君） それでは、平成28年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算の審

査結果について、過般相澤 榮監査委員と実施をいたしました。それについて述べさせていただきます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された、平成28年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算を審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

審査の概要でございますが、審査の対象としまして、平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、同じく介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、同じく障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算、同じく病院事業会計決算、同じく訪問看護ステーション事業会計決算、以上の5件であります。

審査の期間ですが、平成29年7月11日から12日の2日間行いました。

審査の方法ですが、理事会から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足額等算定調書について。まず1番目については、決算の計数はまず正確であるか。次に、予算の執行が適正かつ効率的に行われたかどうか。三つ目、財政運営が健全であったか。4番目に、公営企業会計において資金不足が生じていないかどうかなどに主眼を置き、公有財産、基金、物品の管理について、さらに帳票、証書を精査するとともに必要な資料の提出と説明を求め、審査を行いました。

第2、審査の結果であります。審査に付された平成28年度各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に基づいて作成され、各種証書類を照合、審査した結果、計数はいずれも誤りはないと認めました。

また、予算の執行状況は的確に行われ、かつ収入支出は合法的に行われ、各種帳票などもよく整理されており、財政運営は全体として適正であると認めました。

一般会計においては、継続事業に伴うごみ焼却施設整備事業などにより繰越明許費が生じましたが、各種特別会計ともに執行率は良好と認めました。各会計別の主たる審査の結果は、以下に記述いたします。

次の3ページは、決算の総括表であります。ここに収入未済額の関係で収納率が多少落ちておりますが、これは先ほどの継続事業によるものでございます。それから、歳出についても以下のとおりであります。御参照願います。

次に4ページですが、病院事業会計・訪問看護ステーション事業会計についても以下の表のとおりでございますので、御参照願いたいと思います。詳しくは、事務局のほうの説明があると思いま

す。

5 ページですが、まず第 1 に、黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算。歳入総額31億6,719万2,000円となり、前年度比19.7%の増となった。その内訳は、市町村負担金が22億7,110万2,000円と71.7%を占め、使用料及び手数料の1,524万2,000円、国庫支出金 2 億3,758万2,000円、諸収入の再資源化物売払代と再商品化分配金合わせて2,615万1,000円が主なものであります。

歳出では、義務的経費が12億6,188万3,000円と全体の46.5%を占め、前年度比としまして3.1%の減となり、その内訳は人件費が11億7,169万7,000円、前年度比2.5%の増、防災費が7,561万1,000円、前年度比としまして47.8%の減となりました。

投資的経費におきましては10億5,696万円、前年度比143%の増となり、これは事務所移転のための用地及び建物の取得、消防における寄贈された救急車、それから装備関係や消防車両の更新、さらにごみ焼却施設整備事業によるものであります。

歳入決算額31億6,719万1,943円、これは前年度比19.7%の増。歳出決算額は27億1,241万9,414円、前年度比27.5%の増。歳入歳出差引額 4 億5,477万2,529円、前年度比12.4%の減。歳入歳出とも前年度より増額となり、実質収支額は4,112万3,000円となりました。

部門について的一端を申し上げます。

総務部門においてですが、黒川地域は県内の中心に位置し、富谷市制とともに仙台北部工業団地への企業の進出や周辺地域の住宅団地の造成、道路網の整備などにより発展が著しく、人口増が見込まれ、住民ニーズも増すものと思われます。厳しい財政状況のもと、黒川地域行政事務組合の役割はますます大きく各市町村と連携を図り、年次計画に基づき引き続き各施設の整備、維持補修に努められたい。

また、職員の研修については、新規採用に伴い新任あるいは中堅層の研修を行い、職場内の融和を図り、後継者の育成が大切と思われます。

衛生部門においてですが、黒川浄斎場は管理業務を民間に委託し、予約システムを24時間導入したことにより、受付事務の迅速化と行政サービスの向上が図られているものと思われます。

環境衛生センターは、管理業務を民間に委託し6年目を経過し、順調に推移しているようであります。

環境管理センターは、施設全体の維持機能と延命化を図り、常に施設機能を把握しながら計画的な維持管理に努めておりますが、ごみ焼却施設建設工事の早期完成に期待するところであります。

次に消防部門においてですが、消防においては本庁はもとより富谷消防署の昇格に伴い、機能の

充実強化とともに、緊急指令装置及び救急無線施設デジタル化の運用と情報の収集や確認、指導業務、的確な予防業務に努められ、公立黒川病院とも連携を図り、救急業務の迅速・効率化に期待するものであります。

さらに、消防施設、車両等の耐用年数を考慮し、今後とも年次的に更新されたい。また、大規模災害・豪雨などへの対応と、地域住民の安全・安心の確保に努められたい。

火災予防では住宅火災に対応し、住宅用火災報知機の設置についてもさらに普及促進に努め、地域自主防災組織や婦人防火クラブを通じてなお一層防火防災意識の高揚に期待するものであります。

教育部門については、視聴覚教材センターについては、これまでのとおり各学校、公民館、市町村とも連携し、子供会、生き生きサロン、交通安全協会など、利活用に努められたい。

適応指導教室、いわゆる「黒川けやき教室」については、不登校児童生徒や保護者、学校との相談業務を初め、今後もなお一層ボランティアの支援を受けながら、学校への復帰支援に努められたい。今年度も3名の生徒が高校のほうへ進学したことは、大変喜ばしいことだと思います。

次に、公有財産調書であります。これは事務所移転のため、先ほど申しあげました土地・建物を取得したものが増となったものでございます。土地が2,280.38平方メートル、建物が583.57平方メートル、これが増になったものでございますので、参照願います。

次に、8ページの基金関係であります。財政調整基金は現金として前年度末が1億9,574万8,000円、決算年度中の増減額が2,282万6,000円、決算年度現在高が2億1,857万4,000円となったものでございます。この欄に記してございます。

2番目ですが、介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について。

これについても歳入決算額1,751万733円、前年度比として0%、歳出決算1,676万2,448円、前年度比0.9%の減、歳入歳出差引額74万8,285円、前年度比28.3%の増。審査の状況であります。開催回数が112回、件数が3,616件、介護認定審査会は医療、保健、福祉の各分野の専門家40人の委員で5名体制による8合議体で審査し、二次判定を行う委員への報酬、あるいは費用弁償及び職員の人件費が主なものであります。

3番目、障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算。

歳入決算額が1,991万1,548円、前年度比24.3%増、歳出決算額1,004万5,945円、前年度比12.3%の増、歳入歳出差引額14万5,603円、前年度比428.7%の増。審査状況、回数が12回、件数が96件、障害支援区分認定審査会は医療、保健、福祉、障害福祉の各分野の専門家による10人の委員による

5名体制による2合議体で審査し、審査会委員への報酬及び費用弁償が主なものであります。

4番目、黒川地域行政事務組合病院事業会計決算（消費税抜き）であります。病院事業収益31億328万1,249円、前年度比0.6%減、病院事業費用32億5,642万33円、前年度比2.4%の増、当年度純損失1億6,277万9,516円、前年度比54.8%の増、医業収支比率90.6%、前年度平成27年度が93.3%。

資本的収支が、資本的収入3億6,292万8,000円、資本的支出が3億6,292万6,420円。公益社団法人地域医療振興協会に管理運営を委託し、もう12年になります。新公立黒川病院改革プランに基づき経営改善を図り、指定管理者においては医療体制の充実、介護、保健予防事業など地域医療の充実を図り、在宅支援病院として24時間の医療体制、在宅患者訪問診療に期待したい。

常勤医師17名を含む職員224名のスタッフとなっており、入院患者数一般病棟延べ2万7,166人（1日平均74.4人）、回復リハビリ棟延べ1万7,264人（1日平均47.3人）、外来患者数延べ7万7,788人（1日平均265.5人）の利用状況となっております。

医療機器については、指定管理者との協議を図りながら計画的にCTスキャナを初め、医療機器備品10点を更新整備し、今後ともさらなる診療の充実と健全な経営に努められるよう希望いたします。なお、患者への利便性の向上にも一層努められたい。

5番目ですが、訪問看護ステーション事業会計決算。事業収益4,539万5,194円、前年度比3.9%の増、事業費用4,604万382円、前年度比5.0%の増、当年度純損失64万5,188円、前年度比451.3%の増。訪問件数4,501回月平均375回、前年度比102.9%の増となっております。

公立黒川病院と連携を図りながら、在宅で生活を維持できるよう、24時間連絡体制及び緊急時訪問看護の体制を維持し、サービス提供に努め順調に推移しているようであります。

続きまして、平成28年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成28年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

審査の対象は、病院事業及び訪問看護ステーション事業財政の健全化に関する調書であります。病院事業会計の経営健全化審査意見書。

審査の概要、この経営健全化審査は、理事長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。個別意見及び是正改善を要する事項、資金不足は発生しておらず、特に指摘すべき事項はない。

訪問看護ステーション事業会計健全化審査意見書についても同様でございますので、省略いたします。

次に、3ページにその調書を掲げておりますので、御参照方お願いしたいと思います。

以上で意見を終わります。

○議長（平渡高志君） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

暫時休憩します。休憩時間は10分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（平渡高志君） 日程第15、認定第1号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後各担当部署から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） それでは、議案書16ページをお開き願います。

認定第1号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法の規定により平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お配りしております別冊の各種会計の決算書と附属資料で説明いたします。

まず、決算書2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

予算現額35億2,846万9,000円に対しまして、調定額35億3,492万1,943円、収入済み額31億6,719万1,943円で、収入未済額は3億6,773万円でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。予算現額35億2,846万9,000円に対しまして、支出済額27億1,241万9,414円、翌年度繰越額7億8,138万円となりました。したがって、欄外ごらんいただきます。歳入歳出差引残高4億5,477万2,529円、うち基金繰入額3,000万円とするものです。

また、同じく決算書の36ページをお願いいたします。

決算書の36ページにつきましては、歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。歳入歳出総額につきましては、ただいま申し上げた数値となります。3の歳入歳出差引額につきましては、

4億5,477万3,000円となります。1,000円単位で記載しておりますので、お願いいたします。

続きまして、4に記載の翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、4億1,365万円となっております。したがって、実質収支は4,112万3,000万円となりまして、地方自治法の規定により基金へ3,000万円を繰り入れするものです。

それでは、次に別冊の附属資料で御説明申し上げます。

決算附属資料の1ページをお願いいたします。

一般会計の決算概要につきまして、地方自治法第233条第5項の規定によりまして、平成28年度の主要な施策の成果を御報告申し上げます。監査委員さんの意見書にございましたので、ダブる部分もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず組合では、市町村の厳しい財政状況の中、「住民の安全・安心を守り住民福祉の向上に努める」ことを念頭に置きながら、各施設の延命化を図るため効率的・効果的な施設整備や維持管理に努め、事業内容を検証しながら進めてまいりました。

またこのような中、平成27年9月の関東・東北豪雨による組合事務所への被害により、貴重な財産を失った事態につきましては、議員の皆様及び住民の皆様の御心配を払拭すべき多大なる御理解のもと、事務所移転につきまして土地及び建物を取得できたことは、今後の広域行政にとり事務事業の大きな礎になるものと確信しております。9月中には移転し、10月からは新事務所によります執務開始を目途に工事を施工中でありますので、あわせて御報告申し上げます。

次に、消防部門につきましては、昨年9月の岩手県岩泉町の災害に際し緊急消防援助隊といたしまして、安否不明者の搜索活動に当たりました。そしてその功績に対し、消防庁長官より賞状が授与されました。さらに、10月1日には南部地域の救急体制と指揮権限の強化による消防力の充実、警防事務処理の簡素化、迅速化を図るため、「富谷出張所」を「富谷消防署」に昇格させ、地域住民の暮らしを守り、地域に密着した消防体制を構築したところでございます。消防施設設備につきましては、高規格救急自動車の寄贈や水難救助用特殊ボートの貸与があり、資機材が充実し、さらなる救急救命活動に邁進しております。

ごみ焼却施設建設工事につきましては、平成27年度に着工いたしまして、平成28年度においては発生土の処理処分に伴い、工事請負契約を変更し、事業を進めてまいりました。平成28年度末の出来高24.7%、工事費8億5,990万7,000円を支払いまして、未着手の部分は明許繰越としたものでございます。平成30年3月完成に向け、確実な施工に努めてまいります。また、それに伴いまして、地元金取北地区地域振興整備事業の集会所の建てかえ、及び駐車場整備事業につきましても大和町

が実施いたしました用地測量、用地取得と、計画どおりに事業を推進しております。平成29年度に向けての建てかえ事業につきましても、大和町と調整しながらごみ焼却施設完成と同時期を目途に事業を完了するよう進めてまいります。

続きまして、(1)の歳入歳出決算の状況でございます。6ページには表1としてあらわしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

一般会計の歳入総額は31億6,719万2,000円となっております。歳出総額は27億1,241万9,000円で、前年度と比較いたしまして5億8,576万1,000円の増となりました。

歳入歳出差引決算額は4億5,477万3,000円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源につきましては4億1,365万円で、内訳につきましては総務管理費の事務所移転に係る改修設計業務の委託216万円、富谷消防署指揮車の購入1,404万円、衛生費のごみ処理施設建設工事において3億9,745万円を明許繰越としたものです。また、実質収支は4,112万3,000円で、そのうち3,000万円を地方自治法の規定によりまして財政調整基金に繰り入れいたしました。

次に、(2)の歳入決算の状況、これは6ページ表2にあらわしております。今から市町村負担金についていろいろ御説明申し上げますけれども、市町村負担金については平成28年度、建制順で言いますと富谷市から始まるべきところなんですけれども、当初予算が大和町から始まっておりますので、大和町からの順番となりますので、平成28年度はそのような形で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、歳入決算額は31億6,719万2,000円については、市町村負担金が22億7,110万2,000円となっております。各市町村の負担の内訳は、ごらんのような数字になっております。

次に、繰入金につきましては2,662万8,000円、これを財政調整基金から繰り入れしております。

国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金といたしまして2億3,594万3,000円、廃棄物処理施設モニタリング事業費31万1,000円、消防費国庫補助金につきましては緊急消防援助隊活動交付金といたしまして132万8,000円となっております。総額2億3,758万2,000円でございます。ごみ処理施設建設工事費に係る循環型社会形成推進交付金の交付決定額を歳入調定しておりますが、年度の事業計画額に対しまして事業実績に応じまして交付されることから、平成28年度においては1億8,243万円が歳入未済となっております。

次にその他、使用料及び手数料は1,524万2,000円で、前年度に比較いたしまして76万2,000円の増となりました。諸収入につきましては、高速道路救急業務支弁金425万6,000円、雑入の再資源化売り払い払代と再商品化配分金、合わせまして1,069万円で、前年度より137万4,000円の減となり

ました。

また、平成27年度の豪雨による事務所及び消防本部の水害に対しまして、町村会加入の建物災害共済金といたしまして851万2,000円が支払われております。雑入処理しております。組合債につきましては2億6,970万円を歳入調定いたしました。衛生費借り入れ時におきまして建設の進捗率に満たなかったため、1億8,530万円を次年度財源として繰り越しいたしました。

次に、歳出決算でございます。

性質別歳出決算の内訳につきましては、8ページ表3に表しております。

義務的経費が12億6,188万3,000円、その内訳は人件費が11億7,169万7,000円、扶助費1,457万5,000円、公債費7,561万1,000円、この公債費につきましては埋立処分用地整備事業債が完了したことにより、前年度よりも6,930万円の減となっております。

次に、投資的経費は10億5,696万円でございます。前年度と比較して143%の増となりました。内訳といたしまして、普通建設事業費10億5,013万円で、ごみ焼却施設建設工事ほか各施設の整備、補修、改修工事等と、あと消防連絡車の更新、計画的に配備した自動心マッサージ機等の購入がこの内訳となっております。また、災害復旧費につきましては、前年度から事故繰り越しとしたものすけれども、消防搬送車の更新でございました。これは、昨年7月に大郷出張所に配備され、運用されております。

物件費につきましては、3億2,239万8,000円で、前年度より945万5,000円の増となりました。

目的別の歳出決算の状況、これは10ページの表4にあらわしておりますが、これは歳入と歳出の各部門の説明の中で説明されておりますので、ここは省略したいと思います。総務費、衛生部門、消防部門、あと教育部門となっております。災害復旧費につきましても、後で御説明申し上げます。

以上、概要を説明いたしました。詳細につきましては、今から担当課より御説明申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計の歳入決算について御説明申し上げます。

決算書10、11ページをお開きください。あわせて各種会計決算附属資料につきましては、12、13ページとなりますので、あわせてごらん願います。

それでは、決算書の1款分担金及び負担金1項負担金1目町村負担金の収入済額は22億7,110万2,000円であります。市町村ごとの収入済額につきましては、大和町負担金が9億5,215万6,000円、

大郷町負担金が3億5,385万円、富谷市負担金が6億5,009万円、大衡村負担金が3億1,500万6,000円となっております。事務事業ごとの金額は、備考に記載のとおりでございます。町村負担金につきましては、組合規約に基づきまして事務事業ごとの負担割合により関係市町村に負担いただいているものでございます。

続きまして、決算附属資料12ページの(1)分担金及び負担金をごらん願います。

各事務事業の市町村負担金を一覧にまとめたものでございます。昨年度と比較しまして合計でマイナス2.6%、6,177万1,000円の減となっております。中段の各市町村の負担率については、負担割合に基づき小数点以下5位までを求めた負担率をお示ししたものでございます。

決算書にお戻りいただきまして、2款使用料及び手数料でございますが、収入済額が1,524万2,274円であります。1項使用料1目衛生使用料につきましては、斎場使用料716万1,000円あります。

決算附属資料13ページの(2)使用料及び手数料、①の斎場使用件数をごらん願います。黒川浄斎場の使用区分に応じた実績をお示ししております。使用件数の合計は、700件でございました。

決算書にお戻りいただきまして、2目総務使用料は組合が所有しております各施設敷地内の電力柱等占有による土地使用料1万3,216円と、自動販売機設置による施設使用料24万198円、収入済額合計が25万3,414円でございます。

決算書12、13ページをお開き願います。

2項手数料1目衛生手数料は、規定に基づいたし尿及び浄化槽汚泥処分手数料で、収入済額が443万5,560円あります。

決算附属資料13ページの②一般廃棄物処理料をごらん願います。環境衛生センターにおいて処理しましたし尿及び浄化槽汚泥の使用済額の実績をお示ししております。処理量の合計は1万4,760キロリットルでございました。

決算書にお戻りいただきまして、2目消防手数料の収入済額は339万2,300円であり、政令規定によります危険物許可申請手数料330万5,400円、火薬類消費許可申請手数料8万6,900円でございます。

決算書附属資料の13ページ、③消防危険物施設許可認可件数をごらん願います。こちらでは、それぞれの申請に対する許可認可の実績をお示ししております。合計で248件の実績がございました。

決算書にお戻りいただきまして、3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金でございますが、調定額4億1,868万4,040円に対して、収入済額2億3,625万4,040円となり、収入未済額が

1億8,243万円となりました。収入の内訳につきましては、ごみ焼却施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金が2億3,594万3,000円、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金31万1,040円でございます。モニタリング事業費補助金につきましては、震災に関する補助事業として一般廃棄物最終処分場の地下水の放射性セシウム測定料を補助されたものであります。なお、収入未済額1億8,243万円につきましては、循環型社会形成推進交付金に係るもので、ごみ焼却施設整備事業の平成28年度の出来高が予定に達しなかったため、明許繰越事業の財源として次年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、2項国庫負担金1目消防費国庫負担金でございますが、収入済額が132万8,262円で、緊急消防援助隊活動交付金でございます。こちらにつきましては、平成28年10月の台風10号で被災した岩手県岩泉町に緊急消防援助隊として職員を派遣した際に要した経費を交付されたものでございます。

続きまして、4款県支出金1項県委託金1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金で、収入済額が15万2,790円でございます。

続きまして、5款財産収入につきましては、1項財産運用収入1目財産貸付収入は、旧衛生処理場跡地の電話電力柱の占有料1万4,700円、2目利子及び配当金は財政調整基金預金利子5万88円で、収入済額合計が6万4,788円ございました。

続きまして、6款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金でございますが、2,662万8,000円を財政調整基金より繰り入れたものでございます。

続きまして、7款繰越金でございますが、前年度からの繰越金で、収入済額が5億586万8,472円であります。

14、15ページをお開き願います。

事務事業の費目ごとの前年度繰越金は、備考のとおりでございます。なお、ごみ焼却施設整備事業繰越金4億8,289万9,000円は、繰越明許費、消防費繰越金の1,285万4,000円は、事故繰越によるものでございます。

続きまして、8款諸収入でございますが、収入済額が2,615万1,317円であります。1項1目組合預金利子4万3,523円は、一般会計等の預金利子でございます。2項受託事業収入1目消防費受託事業収入ですが、高速道路救急業務支弁金で425万6,250円でございます。

決算附属資料14ページをお開き願います。

(6) 高速自動車国道における救急業務支弁に、算出根拠をお示ししております。昭和55年12月

1日に締結いたしました当時の建設省、消防庁、日本道路公団三者での覚書に基づくもので、救急隊1隊に要する基準額をもとに算出されているものでございます。

決算書にお戻りいただきまして、3項1目雑入につきましては、収入済額が2,185万1,544円であります。主なものにつきましては、団体保険事務取扱手数料93万9,308円のほか、備考に記載のとおりでございます。なお、備考中の再資源物売払代及び再商品化配分金の内訳につきましては、決算附属資料14ページに記載のとおりでございます。

続きまして、9款組合債1項組合債1目衛生債ですが、調定額2億6,970万円に対して、収入済額が8,440万円となり、1億8,530万円が収入未済額となりました。衛生債につきましては、ごみ焼却施設建設事業に係る一般廃棄物の処理事業債でございます。また、国庫補助金の循環型社会形成推進交付金同様に、収入未済額1億8,530万円は明許繰越事業の財源として次年度へ繰り越すものでございます。よって収入合計につきましては、予算現額は35億2,846万9,000円となり、調定額35億3,492万1,943円に対しまして、収入済額が31億6,719万1,943円でありますので、収入未済額は3億6,773万円となるものでございます。

以上で、歳入決算の説明を終わります。

次のページの歳出につきましては、各担当から御説明いたします。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、歳出について御説明いたします。

決算書16ページ、17ページ、あわせまして附属資料15ページをお開き願います。

最初に、1款議会費であります。予算現額241万8,000円に対し、支出済額が231万988円で、10万7,012円の不用額となっております。

附属資料の15ページに整理しておりますとおり、定例会が3回、臨時会が2回おのおの招集され、43件の案件について御審議をいただきました。また、全員協議会を5回開催していただきまして、表記の件名について御協議をいただきました。これらの議会運営に要した経費を各節から支出しております。

次に、2款総務費であります。総務費総額で予算現額1億5,569万8,000円に対し、支出済額が1億4,831万4,021円、繰越明許費につきましては6月の臨時議会で諸般の報告にて報告しておりますが、事務所改修設計業務委託にかかった経費216万円で、4月中に納品になっております。不用額が522万3,979円となっております。

一般管理費につきましては、組合事務所の運営に要した経費を各節から支出しておりまして、1

節は理事会の報酬、2節、3節、4節が助役、総務課及び財政課に勤務する職員8人に係る人件費を支出しております。

10節の交際費3万9,000円の支出につきましては、組合としての弔意行為に対する支出で、11節需用費329万2,407円の支出につきましては、組合事務所の管理運営に要しました計上の経費で、事務消耗品、冬期間の燃料代、コピー代の印刷製本費、組合条例等整理しております例規集の追録代、電気料及び水道料の光熱水費、公用車1台の整備費を支出したものであります。

次に、12節の役務費102万3,127円の支出につきましては、組合事務所の電話料、郵便料の通信運搬費を初め、職員の健康診断料、建物の火災保険料、公用車1台分の保険料を支出しております。

決算書18ページにまいりまして、13節の委託料につきましては、組合各部門をネットワーク化しての各会計システムの運用に係る経費を初め、総務費扱いの職員給与電算に要しました経費、産業医の委託経費、事務所の警備委託経費など、備考欄に整理の内訳でありまして、委託料として683万2,177円を支出しております。

14節の使用料及び賃借料につきましても、事務所の借り上げを初め、事務機器、各会計システムなどの機器に係る各使用料と、賃借料としまして747万339円を支出しております。

17節の公有財産購入費につきましては、組合事務所の土地・建物の購入費としまして2,300万円を支出しております。

19節の負担金補助及び交付金11万8,000円の支出につきましては、職員研修に要した負担金であります。

以上が総務費の1目一般管理費であります。

次に、2目の文書広報費につきましては、年4回の広報「広域くろかわ」の発行経費としまして123万997円を支出しております。3目の財政管理費につきましては、会計年度におけます歳入歳出の精算額と、基金積立金の利子とを合わせまして3,645万4,000円を財政調整基金へ積み立てております。

4目、公平委員会費につきましては、県人事委員会への事務委託経費2万円を支出しております。

以上が総務費の1項総務管理費でございます。

次に、2項監査委員費について御説明申し上げます。

予算現額32万6,000円に対し、支出済額が29万3,143円で、3万2,857円の不用額となっております。例月の出納検査、定例監査、決算審査と計画どおりに実施していただきました。

なお、説明申し上げました総務費に关します概要を、附属資料の15ページから19ページに整理し

ておりますのでごらん願います。

以上が、議会費、総務費の決算についての概要でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、決算書及び決算附属資料について、ページにつきましてはそのまま決算書18、19ページ下段のほうをごらんください。

民生費につきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、予算現額8万円に対し支出済額4万8,532円で、3万1,468円の不用額となっております。

決算附属資料、先ほどの19ページ下段に整理してありますとおり、9名の委員で構成する委員会により年2回開催いたしまして、12件の事案について判定いただきました。これらの判定委員会運営に要した経費を、委員謝金初め各節から支出しております。

以上が民生費でございます。

続きまして、決算書にお戻りいただきまして、決算書20、21ページをごらん願います。衛生費について御説明申し上げます。

4款衛生費につきましては、火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費、及びごみ焼却施設設備整備に要する経費でありまして、衛生費全体で予算現額20億8,686万5,000円に対し、支出済額13億63万2,173円、翌年度繰越額7億6,518万円で、2,105万2,827円の不用額となっております。

次に、衛生費の各経費について御説明いたします。

4款1項1目保健衛生総務費について説明申し上げます。決算附属資料20ページ上段についてもあわせて御参照を願いたいと思います。

保健衛生総務費につきましては、衛生部門の各施設の総括及び連絡調整に要する人件費等の経費でありまして、予算現額3,036万2,000円に対し、支出済額2,995万6,390円で、40万5,610円の不用額となっております。2節給料から4節共済費までは、業務課の衛生部門担当職員4名に係る人件費であります。その他、11節需用費から13節委託料までは、消耗品費や公用車管理費など経常的経費に支出しております。

続きまして、4款1項2目火葬場費について御説明申し上げます。

火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額2,927万6,000円に対し、支出済額2,783万6,857円で、143万9,143円の不用額となっております。火葬場の管理につきましては、平成26年度から民間委託しておりますので、人件費の計上はございません。

11 節需用費は、火葬用消耗品、火葬用の灯油代、施設電気代、及び屋外キュービクルブレーカー更新などの修繕、運転管理経費であります。12 節役務費から 13 節までは、電気工作物や地下タンクなどの各種検査経費、火葬等業務委託、庭園管理業務委託、清掃業務委託などの各種業務の委託経費に支出をしております。

14 節使用料及び賃借料につきましては、空調設備等の賃借経費等になっております。

ページをめくっていただきまして、22、23 ページごらん願います。

15 節工事請負費につきましては、火葬炉設備修繕工事の計画的な補修経費等であります。別冊の附属資料 20 ページについて、工事内容が詳しく載っておりますので御参照願いたいと思います。

決算書に戻りまして、19 節は黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会の負担金に支出しております。

次に、4 款 2 項 1 目し尿処理費について説明申し上げます。

決算書は、そのまま 22、23 ページお願いします。あわせて、決算附属資料につきましては 21 から 22 ページということになります。

し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額 6,659 万 8,000 円に対し、支出済額 6,129 万 2,914 円で、530 万 5,086 円の不用額となっております。し尿処理施設の管理につきましては、平成 23 年度から民間委託しておりますので、火葬場費と同様に人件費の計上はございません。9 節旅費につきましては、廃棄物処理施設の技術管理者講習受講 1 名の受講経費であります。11 節需用費は、機械設備消耗品、汚泥焼却用の A 重油代、施設電気代、し尿処理用の薬品代等の運転管理経費となっております。12 節は汚泥焼却炉のばい煙測定やダイオキシン検査、及びし尿・汚泥の放射能セシウム等の公害防止のための各種検査経費でございます。

別紙決算附属資料 21 ページのほうに、各種手数料の成果のほうで各種検査結果が記載されており、適正に維持管理されておりますので、御参照願いたいと思います。

決算書にお戻りいただきまして、13 節は、し尿処理施設管理委託業務等の委託経費であります。15 節工事請負費は、汚泥脱水機整備工事やし尿処理施設整備工事など補修経費、処理棟の屋上防水工事等に支出しております。19 節負担金、補助金及び交付金につきましては、廃棄物処理施設の技術管理者 1 名の受講負担金が主なものでございます。

次に、4 款 2 項 2 目ごみ処理費について御説明申し上げます。あわせまして、決算附属資料は 23 ページから 26 ページとなります。

ごみ処理費につきましては、各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額

2億7,922万9,000円に対し、支出済額2億7,210万7,558円で、712万1,442円の不用額となっております。2節給料から次のページ7節賃金ですね。同じページですね、失礼しました。7節まではごみ処理施設勤務職員13人に係る人件費、及び手選別等の臨時職員12人に係る賃金に支出しております。

ページをめくっていただきまして、11節需用費につきましては、各機械設備消耗品購入代、ごみ焼却用のA重油代、施設の電気代、ごみ焼却処理用の薬品代、及び各修繕料等の運転管理経費であります。12節につきましては、ごみ焼却施設のばい煙及びダイオキシン検査、放射性セシウム等の公害防止のための各種検査経費であります。

決算附属資料の24から25ページの手数料の成果の欄にこの結果が記載されておまして、し尿処理費と同様適正に維持管理されておりますので、御参照願いたいと思います。

13節は、瓶やペットボトル等の再商品化業務委託、焼却施設の点検・清掃業務委託など、各種業務委託経費であります。14節はコピー機リース等の賃借経費、15節はごみ焼却施設整備工事、粗大ごみ処理施設整備工事などの計画的な修繕経費であります。工事内容につきましては、決算附属資料26ページを御参照いただきまして、詳細を記入しておりますのでよろしくお願いたします。

19節は環境管理センター周辺対策協議会負担金等各種負担金で、27節につきましては、公用車管理経費など経常的経費に支出したものでございます。

次に、4款2項3目ごみ焼却施設整備事業費について説明申し上げます。

決算書につきましては、そのまま24、25ページごらんください。

ごみ焼却施設整備事業費につきましては、ごみ焼却施設建設の事業推進に要する経費でありまして、予算現額は16億4,120万6,000円に対しまして、支出済額が8億7,342万1,301円、繰越明許費が7億6,518万円で、260万4,699円の不用額となっております。9節旅費につきましては、ごみ焼却炉の燃焼装置の工場検査に要した経費であります。13節委託料につきましては、工事施工管理の業務委託に要した経費であります。

年度ごとの事業内訳につきましては、決算附属資料27ページの上段のほうに整理してありますので、御参照願います。

15節工事請負費につきましては、合計8億5,990万6,800円を支出しておりますが、内訳として決算附属資料27ページの下のほうに整理してございますので、ごらんください。平成27年度の繰越分を6億8,898万7,000円、及び平成28年度の出来高として、建設地の造成及び焼却炉に関する経費で1億7,092万800円を支出しております。未着手部分について7億6,518万円につきまし

ては、繰越明許としたものでございます。

年度ごとの事業内訳については、その 27 ページについて整理しております。ごらんになって御参照願いたいと思います。

19 節につきましては、地元金取北地区地域振興事業の集会所建てかえ、及び駐車場整備事業について、大和町が実施しました事業等に対する補助金・負担金となります。決算附属資料 28 ページの上段に整理しておりますが、2 カ年度計画事業で整備する平成 28 年度については 1 年目となりまして、今年度は設計業務に対して 90 万 7,200 円、及び駐車場整備事業に対し 221 万 5,614 円を負担したものでございます。

次に、4 款 2 項 4 目最終処分場費について説明申し上げます。

決算書 26、27 ページ、そのまま。あわせて、決算附属資料は 28 ページからとなっております。

最終処分場費につきましては、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額 4,019 万 4,000 円に対し、支出済額 3,601 万 7,153 円で、417 万 6,847 円の不用額となっております。11 節需用費につきましては、水中ポンプの購入代、車両用の燃料代、施設電気代、浸出水処理用の薬品代等の運転管理経費。12 節につきましては、地下水のダイオキシン水質検査等の公害防止のための各種検査経費であります。

別紙、附属資料の 29 ページのほうに、水質検査業務などの成果につきまして検査結果が記載されておりますので、御参照願います。

13 節委託料につきましては、最終処分場施設維持管理業務委託を初めとする各種業務委託経費、15 節工事請負費につきましては、砂ろ過・活性炭入れかえ及び処理槽清掃などの補修経費であります。工事内容については、決算附属資料 30 ページを御参照願いたいと思います。

以上が衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、5 款消防費の歳出について御説明いたします。

決算書 26 ページ、27 ページ中段から、あわせて決算附属資料 31 ページをお開き願います。

消防費全体で、予算現額 11 億 8,554 万 8,000 円に対し、支出済額が 11 億 6,409 万 9,943 円で、740 万 8,057 円の不用額となっております。

それでは、消防費の 1 項 1 目常備消防費と、2 目消防施設費につきまして御説明いたします。初めに、1 目常備消防費でございます。常備消防費、予算現額は 10 億 8,024 万 8,000 円に対しまして、支出済額が 10 億 7,503 万 2,619 円で、521 万 5,381 円の不用額となっております。常備消防費

につきましては、消防本部の運営に要した経費を各節から支出しております、2節・3節・4節が消防長以下職員140人分の人件費を支出しております。

次に、8節の報償費の支出につきましては、9月9日の救急の日に合わせまして、救急ポスターコンクールを開催し、特選・入選などの特賞並びに参加賞代として、8,856円を支出しております。次に、9節の旅費につきましては、附属資料31ページに整理してございます普通旅費につきましては、主に全国消防長会東北支部事業の講習会・研修会等の出張、さらには緊急消防援助隊としての派遣による旅費などのほか、勤務調整などによる車賃に支出しております。特別旅費につきましては、救急救命士養成に伴う救急救命東京研修所の研修及び宮城県消防学校の年次研修計画に基づく入校旅費などでありまして、旅費の支出総額は421万2,844円となっております。続きまして、10節の交際費の2万5,000円の支出であります、消防長の慶弔関係に支出したものでございます。

次に決算書29ページ、11節の需用費3,566万792円の支出につきましては、庁舎管理費及び総務・警防・救急・救助・予防関係の消耗品、被服費、燃料費、印刷製本費、光熱費、修繕料などに支出したものであります。

初めに、庁舎管理費から説明いたします。決算附属資料31ページをあわせてごらんいただきます。

修繕料の主なものといたしましては、富谷消防署のエアコン修繕、富谷消防署看板表示変更、及び黒川消防本部庁舎雨漏り緊急修繕などでありまして。

次に、総務管理費でございます。消耗品につきましては、被服費、パソコンプリンタートナー、コピー用紙等の事務用消耗品、清掃用品、図書追録代などでありまして。被服費の主なものといたしましては、警防隊・救助隊・救急隊の活動服や防火衣のズボン等を計画的に更新し、さらには平成29年度採用者の被服貸与品一式などを新規に購入し、貸与しております。燃料費につきましては、LPガス代、灯油代、合わせまして249万2,164円を支出しております。光熱水費につきましては、水道料及び電気料でございます。合計896万4,376円を支出しております。

続きまして、附属資料の32ページをお開きいただきます。

警防管理の消耗品費につきましては、主なものとして消防用のホース、それから油火災用消火剤、漏油処理剤などの購入であります。印刷製本費は、火災調査等の写真現像料などでありまして。修繕料といたしましては、簡易救助器具やエンジンカッター、空気呼吸器等の修理費等でございます。

続きまして、警防救急費の消耗品につきましては、主に救命措置に必要なラリングルチューブ、除細動パットなどの救急消耗品、及び感染防止手袋、サージカルマスク、ラミネート処置などの感

染防止用消耗品などの購入であります。印刷製本費は、救急記録票、救命講習修了証等の作成に使用しております。薬品費につきましては、救急救命士の救命行為用薬品、アドレナリン及び輸液製剤、ブドウ糖や生理食塩水などであります。並びに感染防止用薬品、消毒用のエタノールなどの購入費でございます。

次に、警防救助費の消耗品費につきましては、主に救助活動上必要な救助用ロープ等、及び革手袋、カラビナ、空気呼吸器などの消耗品の購入であります。修繕料につきましては、空気呼吸器の修理、空気ボンベのバルブ交換などが主なものでございます。

続いて、予防管理費の消耗品費につきましては、主に幼年消防クラブ育成用風船及びヘリウムガス、あるいは訓練指導用のパンフレットなどの購入であります。印刷製本費につきましては、火災予防運動ポスターの作成、立入検査結果通知書の印刷などの費用でございます。支出総額は3,566万792円となっております。

次に、12節の役務費であります。附属資料33ページ中段をごらんください。通信運搬費につきましては、電話料及び指令回線等の使用料でありまして、856万8,307円を支出しております。各種手数料といたしては、自家用電気工作物保守管理業務費、自動ドア保守点検料、コンプレッサーあるいは空気呼吸器の点検料、空気ボンベ・酸素ボンベなどの検査料などあります。健康診断料につきましては、年2回実施の職員健康診断料でございます。役務費の支出総額、1,516万6,084円となっております。

次に、13節の委託料であります。決算附属資料34ページをごらんください。これにつきましては、給与電算委託料、事業系一般廃棄物処理業務委託、それから救急救命士が救命処置を行うための仙台オープン病院、仙台市立病院等のメディカルコントロール病院からの指示・指導・助言及び救命処置の事後検証委託料などの委託料に317万5,928円の支出となっております。

次に、14節の使用料及び賃借料であります。附属資料34ページをごらんください。これにつきましては、本署印刷機、2署・2出張所の寝具44組の借上料などあります。また、緊急消防援助隊として派遣した際の隊員の輸送に、小型29人乗りバスを運行した際の使用料であります。使用料・賃借料の支出総額は279万8,471円となっております。

次に、15節の工事請負費であります。附属資料34ページ中段をあわせてごらんください。この工事につきましては、消防本部補助訓練棟を全面的に改修し、施設の維持を図りました。また、消防本部車庫の床部分の一部改修工事を実施しました。支出総額は829万1,700円となっております。

次に、16節の原材料費12万8,133円の支出につきましては、訓練施設の維持管理用原材料などを購入したものでございます。

次に、18節備品購入費であります。附属資料34ページ中段をごらんください。庁用器具費としては、昨年度に引き続き本署仮眠室の老朽化したベッドの更新、本署及び大郷出張所の事務用椅子の更新、大衡出張所会議室椅子の更新、また富谷消防署への昇格に必要なパソコンその他事務用品等の購入に要した経費でございます。機械器具費といたしましては、警防・救急・救助備品といたしまして、自動心マッサージ機、AED、空気呼吸器、空気呼吸器用ボンベ、化学防護服、水難救助用ウェットスーツなどの計画的な更新でございます。備品購入費の支出総額は886万387円となっております。

次に、19節の負担金補助及び交付金であります。引き続き決算書の31ページ、あわせて附属資料34ページ下段をごらんください。これにつきましては、全国消防長会等の各種団体の会費、消防大学校・宮城県消防学校や救急救命研修所入所等の研修負担金、及び各種受講負担金、並びに黒川地区少年婦人防火委員会への補助金などであります。支出総額は、830万7,340円となっております。

以上が1目の常備消防費であります。

続きまして、2目の消防施設費を御説明いたします。引き続き、決算書の30、31ページをごらんください。

予算総額1億530万円に対しまして、支出済額が8,906万7,324円で、不用額は219万2,676円となっております。

消防施設費であります。これは消防車両等及び消防通信施設に要する経費であります。

それでは、その節ごとに御説明申し上げます。

初めに、11節の需用費の1,701万2,980円の支出につきましては、車両、通信指令室関係の消耗品、車両の燃料費、及び車両通信機器設備関係の修繕料などです。決算附属資料35ページをあわせてごらんいただきます。

初めに、消耗品費につきましては、消防車両の夏タイヤ・冬タイヤの更新、及びその他車両の安全・維持管理上必要な機械・消耗品となっております。燃料費474万2,815円の支出につきましては、消防車両27台分のレギュラーガソリン、軽油などの燃料代として支出しております。次に、通信機器設備修繕料515万9,160円につきましては、アナログ波停波に伴う無線機改修に286万2,000円、指令システム及び通信機器有償部品交換に219万2,400円、その他の修理に支出してお

ります。車両整備修繕料につきましては、車検整備、定期点検整備、並びに消防ポンプ自動車及び救急自動車等の故障修理などに要した経費として543万7,849円を支出しております。

次に、12節の役務費176万320円の支出につきましては、各種手数料として車両通信機器の移設に伴う手数料、及び車両の車検手数料であります。自動車損害保険料につきましては、27台分の自賠責保険料、自動車損害共済分担金に支出したものであります。

次に、13節の委託料4,667万2,200円の支出につきましては、消防救急デジタル無線と消防指令システムの保守点検業務委託料、及び富谷市市制移行に伴うラステック番号入力業務委託料、車両配置がえに伴う通信機器改修業務委託料などに支出したものであります。

次に、18節の備品購入費であります。これにつきましては、当初平成13年式の連絡車の更新事業、及び署活系無線7台の増強のみでありましたが、日本損害保険協会からの寄贈高規格救急自動車の艀装及び救急資機材の更新、または富谷出張所が富谷消防署に昇格したことによります指揮車の新規購入事業に3,156万4,000円の補正をお願いしまして事業を進めましたが、うち富谷消防署配置の指揮車につきましては納入時期が平成29年8月末となりますことから、1,404万円を平成29年度に繰り越しさせていただきまして、支出総額は2,288万2,624円となっております。

次に、27節の公課費であります。平成28年度に自動車車検の対象となった13台分の自動車重量税であります。公課費の支出総額は73万9,200円となっております。

以上が、2目消防施設費であります。

以上で、平成28年度の消防部門の決算の概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩に入ります。

会議再開は10分後であります。

午後 3時24分 休憩

午後 3時34分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 6款教育費を御説明申し上げます。

ページにつきましては、決算書はそのまま30、31ページ、決算附属資料につきましては36、37ページをお開き願います。

教育費全体といたしましては、1,502万1,000円の予算に対しまして、1,457万2,582円の支出

済額となっております、44万8,418円の不用額となっております。

6款1項1目教育委員会費につきましては、987万9,000円の予算額に対して、支出済額が981万1,431円となっております。

教育委員会定例会に要しました経費といたしまして、1節の報酬を初め2節から3節、4節は職員の人件費が主なものでございます。

次ページまでお開き願います。19節に負担金補助及び交付金といたしまして、黒川郡教育委員会連絡協議会の負担金といたしまして4,500円を支出しております。

2項1目社会教育総務費、こちらにつきましては視聴覚教材センターに係る経費で、11万9,000円の予算額に対しまして、11万376円の支出となっております。18節の備品購入費11万376円につきましては、DVD教材7本の購入に要した経費となっております。

附属資料の36ページをごらんいただきたいと思います。社会教育総務費の視聴覚教材センターの利用状況を計上しておりますので、参考にごらんになっていただきたいと思います。視聴覚教材の利用状況でございますけれども、学校教育で10台、社会教育では163台、地域で活躍されております生き生きサロン、それから子供会等の皆様に御利用になっていただいております。

再び決算書32、33ページをお願いいたします。

3項1目適応指導教室でございますが、495万2,000円の予算に対しまして、支出済額が465万37円で、けやき教室の運営に要しました経費で2名の指導員の賃金が主なものでございます。8節の報償費につきましては、ボランティア講師についての謝礼となります。9節の旅費につきましては、費用弁償と普通旅費がありますが、費用弁償につきましては平成28年度につきましては2名のボランティアに支払ったものでございます。普通旅費につきましては、指導員の車の借上旅費となっております。

11節の需用費につきましては、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費ですが、食糧費につきましては保護者等の面接のときのお茶代として支出したものでございます。消耗品につきましては、教材や教科書を購入したものでございます。12節の役務費、こちらにつきましては通信運搬費、それから職員の健康診断、ボランティアの保険料となっております。13節の委託料につきましては、一般廃棄物の回収業務ということで、可燃ごみ用の袋を購入しているものでございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、コピー機の賃借料、再リースとして7,516円、テレビ受信料として1万4,545円を支出しております。

附属資料にまた戻っていただきまして、附属資料の37ページをお願いいたします。適応指導教室「け

やき教室」の開設日数につきましては、夏休み期間8日間を含めまして197日、通所児童生徒が10名おりました。相談件数につきましては、253件ありました。通所児童の10名の内訳、これを成果欄にまとめております。中学1年・2年・3年ということになっております。進路状況につきましても、先ほどの3名とも高校に入学しているものでございます。

また決算書に戻っていただきまして、32ページ、33ページ。4項1目結核対策委員会7万1,000円の予算額に対しまして、支出額が738円となっております。こちらにつきましては、平成26年から結核対策委員会につきましては検討の必要性が生じた場合のみに開催ということになっております。各町村教育委員会からの最終的な報告をまとめたところ、開催の必要なしということで、異常なしということになっておりますので、市町村に報告したときの郵便料のみということになっております。

以上が6款教育費でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、7款公債費から御説明を申し上げます。

決算書34、35ページでございます。決算附属資料につきましては、39ページもあわせてごらん願います。

7款公債費ですが、予算現額7,587万9,000円に対して、支出済額7,561万673円で、不用額26万8,327円となっております。

1項公債費1目元金につきましては、7,153万3,102円で、衛生債3件と消防債10件の元金償還額でございます。

2目利子につきましては、407万7,571円で、同じく衛生債と消防債の利子償還額でございます。

決算附属資料39ページには、事業区分ごとの起債額・償還額をお示ししております。歳入でも触れましたが、平成28年度においてはごみ焼却施設建設事業に係る起債を新たに起こしております。

次の40ページは、起債の償還予定をグラフにあらわしたものでございます。

決算書にお戻りいただきまして、8款予備費でございますが、予算現額10万円に対して支出がございませんでしたので、10万円が全額不用額となるものでございます。

続きまして、9款災害復旧費1項1目消防施設災害復旧費でございますが、予算現額686万円に対して、支出済額683万502円で、2万9,498円の不用額となっております。消防施設災害復旧費につきましては、平成27年9月の関東東北豪雨にて被災した黒川消防署大郷出張所の大郷搬送1

号車の更新に係る事業で、災害により建設車両等の受注が集中し、車体架装の技術者の手配がつかず、事故繰り越しとなったものでございます。

支出の内容につきましては、決算附属資料 38 ページにお戻りいただきまして、こちらに記載のとおりとなっております。大郷搬送 1 号車更新に係る経費の支出となっております。

よって、平成 28 年度の一般会計歳出合計額につきましては、予算現額 35 億 2,846 万 9,000 円に対しまして、支出済額 27 億 1,241 万 9,414 円、翌年度繰越額といたしまして繰越明許費 7 億 8,138 万円となり、不用額 3,466 万 9,586 円の歳出決算となるものでございます。

最後に、決算附属資料 78 ページお開き願います。財産に関する調書について御説明申し上げます。

1. 公有財産につきましては、平成 28 年度中におきまして行政事務組合事務所移転に係る国有財産の取得に伴いまして、本庁舎の区分において土地 2,280.38 平方メートル、建物、非木造で 583.57 平方メートルの増となっております。

続きまして、79 ページをお開き願います。

2. 基金につきましては財政調整基金でございまして、前年度末残高が 1 億 9,574 万 8,000 円で、平成 28 年度中の増減額につきましては 2,282 万 6,000 円の増額となっております。したがって、平成 29 年 3 月末現在での財政調整基金残高は 2 億 1,857 万 4,000 円となっております。年度中の増減内訳については、備考欄のとおりでございます。

以上で、平成 28 年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は簡単、明瞭でお願いします。

質疑ありませんか。13 番早坂豊弘君。

○13 番（早坂豊弘君） それでは、質問いたします。教育費について質問いたします。

適応指導教育費の中の予算額が 495 万 2,000 円、そして決算額が 465 万円ということで、ほとんどがボランティアによる学習指導の先生方 2 人の人件費というふうに理解しましたけれども、通所の児童さんはこれは昨年と比べてふえているのか、ふえていないのか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 平成 27 年度につきましては通所児童 8 名、平成 28 年度につきましては通所児童生徒 10 名ということで、若干ふえているということになっております。

○議長（平渡高志君） 13 番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 関連があるので。きのう大衡でも産業教育常任委員会を開いて、学校関係のいろいろ報告あったわけなんですけど、不登校児がふえているのにかなりびっくりしたわけなんですけれども、今後、前にもお話ししましたけれども、けやき教室の利用というのはふえるんでないかなと、そう思っています。先ほどの説明の中で、高校入学した生徒がいるということで、大変私もうれしく感じた次第なんですけれども、今後こういう形の教室の生徒数がふえてくるといったときに、そういう学習指導員の増強、そして増員というのを考えるのか、考えないのか。毎年2名では足りないんでないかなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（平渡高志君） 教育長上野忠弘君。

○教育長（上野忠弘君） ただいまの議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど次長さんのほうからお話しがあったとおり、ここ数年間のけやき教室の入所者を見ますと、平成28年が10名、平成27年が8名、平成26年が15名、平成25年が9名ということで、大体10名前後で推移をしてきております。そして、実際に平成28年度の3月も10名おったんですけれども、1日平均当たりの通所者をカウントすると大体8名ぐらいなんです。毎日来るとは限らないようです。ただ、やっぱり10名前後の入所があります。

それから、昨年度出た全国の不登校の推移を見ますと、やはり今議員さんおっしゃったように増加傾向にあります。それを受けまして、今年度平成29年度につきましては、指導員は主任指導員が1名、指導員が1名で、2名で常時指導してございまして、それにボランティアが2名というふうになっております。それに加えて、県のほうから指導員が週1回来ております。昨年までは、ボランティアに対して謝金ということで2万円ほど計上してありましたけれども、今年度については1時間当たり幾らというふうな時給をお支払いすると。子供たちがふえてきたときには、週1回ではなくて複数回の支援をお願いするというので、そのような体制を組めるように、1年間1人1万円ではなくて、時給制として今年度からやっておりますので、多少の増加に対応できるように今年度はやっております。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 13 番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） きのう、うちのほうの教育学習課長ともしばらく話をさせていただきました。そして、なかなかうちのほうの教育学習課長も指導主事の先生であられるわけなんですけど、結局対応に困っている。昔と違って、大体不登校児になるのはいじめの問題、あるいは精神的なストレス、

別の意味でのストレス、いじめじゃなくても。そういう形で、30日以上学校に来ない生徒がまだふえていますという話、回答をいただきました。

できることであれば、中学校あたりですと30日以上不登校が続くと、どうしても学校の授業についていけない。その生徒に合わせることもできないというのが、学校の現状だというふうに聞いております。でしたらば、このようにけやき教室を活用、これは親と本人の問題もありますけれども、利用させていただいて、しかも普通の高校に入学できるような体制づくり、これは急務を求められるんじゃないかなというふうに思っています。

今後、ずっと2名体制でなくて、やっぱりもっと充実したものが必要なんでないかなと、私は考えるわけなんですけれども、ある意味では大衡のそういう事情もありまして、今後けやき教室に相談してみるという高校生もいましたので、急にいきなりは「ふえたからふやすんだ」ということはできないと思うんですけれども、やっぱり受け皿として、体制として、そういうものもやっぱり拡充する必要があるんでないかなというふうに思っていますので、最後の答弁をお願いします。

○議長（平渡高志君） 教育長上野忠弘君。

○教育長（上野忠弘君） 確かに30日を超えてしまうと、31日目から学校に行ってもずっとその子は不登校というカウントに入るわけなんです。連続して30日休む子もいれば、飛び飛びで休む子もいるわけです。そんなところで見ていると、2学期あたりからふえるような傾向があるようです。その辺については、どこの教育委員会でも学校と連携をとって、まずは子供と教員が常につながりを持ち続ける。そして、完全不登校をなくすという取り組みを行っております。

今、「けやき」が受け皿という話がありましたけれども、確かに「けやき」の場合は受け皿であるけれども、逆に学校にお返しするという、不登校の子を預かって卒業させるのではなくて、学校に適応させるというそのような目的があるのですから、通常の不登校の子を受け入れる施設というふうな考えではなくて、我々は受け入れた子供たちを1日も早く学校と連携をとってお返しをして、普通の環境で勉強に戻れるように、それを目的としておりますので、その辺の御理解をお願いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。1番金子 透君。

○1番（金子 透君） それでは、消防のほうで1点質問させていただきます。

決算書の28、29ページの委託料、救急救命士研修委託、説明書のほうでいう35ページ一番上の項目だと思っておりますけれども、救急救命士の研修委託ということで、救急救命の資格を持っている方より高度なスキルアップというか、そういうことの勉強会なんだろうと理解したんですけれど

も、どのような状況で開催されているのか。例えば黒行の方だけで開催しているのか、それとも全県的に開催しているのか、まず開催の状況。それから、有資格者何名おるのか。あと、今回この受講をしたのは何名なのか。それから、有資格者の実際の人員の運用状況をお知らせください。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、委託料の内容でございますが、救急救命士の委託料といたしましては、研修のほかにも通常の現場対応の高度処置をする場合に、メディカルコントロール病院との指示・指導・助言という部分での仙台オープン病院だったり仙台市立病院の業務委託、そういう部分をお願いする委託料。それから、救急救命士のスキルアップをするための病院研修というものがございまして、そちらは救命士の国家試験に合格した後に現場に出る前の就業前研修というものが、まず一つございます。それから、救命士として活動してから2年たつと、また再教育研修というふうなものがありまして、こちらもまた仙台オープン病院と黒川病院にそれぞれの時間をお願いしまして、研修委託というふうなことで救命士のスキルアップのための研修をお願いしている状況でございます。

その研修委託なんです、就業前研修は平成28年度につきまして、ずっと各年2名を就業前研修で実施しております。それから、再教育研修につきましては、その年度によっていろいろ数字に幅がございまして、平成28年度につきましては6名の救命士が再教育研修を受けております。その再教育研修に要した経費としましては、6名の救命士に対しまして36万7,200円という経費を要しております。

そのほか、仙台市の救急ステーションのドクターカー研修に同乗実習をするというのも、再教育研修の一環として委託しているところがございます。そのほかには、救命士の資格を取ってから、気管挿管をするための講習、できるようにするために仙台徳洲会病院と前の仙台社会保険病院、今JCHOという名前になっておりますが、そこで1名ずつ気管挿管実習30症例というふうな研修を委託する内容でございます。それ、1名ずつ。こういったものに、延べ12名の救命士が研修を平成28年度終了しております。

それから、現在救急救命士の数でございますが、全体で31名、それから今1名が東京研修所で実際研修、今年度2名研修予定でございますが、現にもう救命士としては31名おります。そのうち幹部が4名、それから指令課に2名配置、それから総務課・警防課にそれぞれ1名を配置してございまして、8名が内勤をしております、31名から引きまして23名が現場での救急救命士として活動している状況にあります。以上でよろしいでしょうか。

運用状況は、本署に6名、富谷消防署にそれぞれ9名、あとは大郷と大衡に各4名ということで配置してございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませぬか。9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） これ、一問一答でしたっけ。

同じような質問なんですけれども、決算書の30、31ページの消防費の中に大型・中型自動車免許取得補助助成となっていますけれども、内容はこういった内容で助成しているのか、まず1点ですね。

それから、その下に車両整備修繕料というのが附属資料の多分35ページの中に、多分さっき説明あったと思うんですけれども、購入から10年を経過した車両を板金により延命を図ったとなってますけれども、これはさびなんかの修理に延命というかをやったのか、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） まず、大型免許・中型免許でございませぬが、当消防本部には富谷消防署に大型水槽車がございませぬ。それ以外の消防自動車は、ほぼ中型免許で運転できるふうになっておりますが、その大型免許なり中型免許を免許センターに直接受験と、自動車学校等に入校する職員に対して、済みませぬ。大型免許を取る職員に対して1人8万円、中型免許に対しましては4万円という助成をしております。

あと、先ほど自動車・ポンプ車の修繕のところ、内容的には板金なのかというお話ですが、板金塗装、ほぼ消防車両はさびないようなアンダーコート等々の処理を購入の際もしておりますが、やはり15年以上もたちますとボックス周り、フェンダーとかその辺がさびてまいりまして、そのようなところを板金修理をさせていただいております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） この大型・中型免許の補助なんですけれども、これは希望がある人たちに補助しているのか、中で現場に行くために取らせるために補助しているのか。人の異動もありますよね。だから、その辺のちょっと具体的な内容と、それからさびの問題ですね。車の修繕の問題ですけれども、今確かにああいふトラック系の車というのはさびがひどくて、融雪剤なんかで。新車購入の場合、そういうさびの対策というのは最初からやって納車してもらっているのか。その辺、最初からやっているのか、やっていないのか、再度お聞きします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） まず、免許取得に対する補助の件でございますが、そちらにつきましては年度当初に希望者の調査をいたしまして、その中から順次交付対象者を決定して補助するようしております。

それからさびの件でございますが、先ほどちょっと触れたんですが、新車購入時にアンダーコート処理をちゃんと仕様書の中で設定をしております、それでもやはり15年以上経過しますと下回りのほかにもいろいろ消防機材を収納するボックス、両脇にいろいろついているんですが、そちらのほうがさびたりというふうなことで、あるいはフェンダーだったりということでの修理をさせていただきます。

以上です。

○議長（平渡高志君） 9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） 車両の購入の際に今すばらしいさびどめ、タフコートとかって皆さん聞いたことあると思うんですけども、ああいうトラックのやつもあるんですけども、これをやれば延命5年・10年なんてものじゃなくて、少し新車導入にお金はかかると思うんですけども、後々の延命のことを考えればもう少しさびどめに力を入れて、そうすれば車両も十分五、六年延命できますので、ぜひその辺ことし検討していただいて、これからの車両購入の場合それをやったほうが良いと思います、その辺の見解を伺います。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、議員さんからはタフコートという名称、実際に名前出ましたが、以前そのような内容で仕様書を組んでやっていたんですが、現在ジーバードという防錆塗装、下回り塗装を仕様書の中に組んで、新車時に施していただいております。

以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。それでは質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第15、認定第1号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第16 認定第2号 平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計
歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第16、認定第2号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後、業務課参事から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） 議案書17ページをお開き願います。

認定第2号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法の規定により、平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

お配りしております決算書37ページ、38ページをお開き願います。

決算書の37ページ、38ページ歳入歳出決算書ですが、歳入でございます。予算現額1,750万円に対しまして、調定額、収入済額同額の1,751万733円となっております。予算額との比較で、1万733円の増となっております。

次のページお願いいたします。

歳出でございます。予算現額1,750万円に対しまして、支出済額1,676万2,448円で、73万7,552円の不用額となっております。

欄外、ごらんいただきます。歳入歳出差引残高74万8,285円出でございます。

同じく決算書の49ページをお開き願います。

平成28年度介護認定審査会特別会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。1,000円単位の記載となっております。

3の歳入歳出差引額は74万8,000円となりまして、これは翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、決算附属資料の41ページ、お開き願います。

41ページにまいりまして、地方自治法第233条第5項の規定によりまして、平成28年度主要な施策の成果を御報告申し上げます。

介護認定審査会につきましては、各市町村での1次判定の基本調査票をもとに、認定調査員の特

記事項等記載された内容に基づいて、公正に2次判定を実施いたしました。

まず審査状況でございますが、40人の委員で開催回数112回、審査件数3,616件を審査しております。

次の(2)から(4)までにつきましては、支出の状況とあわせて担当部より説明申し上げます。

以上でございます。

○議長(平渡高志君) 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事(櫻井 浩君) それでは、介護認定審査会特別会計のほう、引き続き説明を申し上げたいと思います。

さきに、代表監査委員によります決算審査の意見書、並びにただいま会計管理者から決算概要についての説明がありましたが、詳細につきまして説明いたしますので、決算書の45ページ、46ページをお開きお願いしたいと思います。歳入歳出決算事項別明細書であります。

まずは、歳入であります。1款1項1目市町村負担金につきましては、予算現額1,689万8,000円に対しまして、収入済額1,689万8,000円の決算であります。各市町村の負担金額につきましては、大和町より545万6,000円、大郷町より328万5,000円、富谷市より599万9,000円、大衡村より215万8,000円の御負担をいただいた内容となっております。

次に、2款1項1目繰越金につきましては、予算現額58万3,000円に対しまして、収入済額58万3,048円の決算であります。前年度からの繰越金となっております。

次に、3款1項1目民生費受託事業収入につきましては、予算現額1万8,000円に対しまして、収入済額2万9,600円の決算であります。これは、生活保護受給者に係る宮城県保健福祉事務所からの介護認定審査の受託金となっております。1件当たり3,700円の受託金でありまして、年間8件分の決算となっております。

次に、3款2項1目組合預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして、収入済額85円の決算であります。

下段の欄をごらんいただきたいと思います。歳入合計としまして、予算現額1,750万円に対しまして、収入済額1,751万733円の決算であります。

以上が歳入であります。

次は、支出であります。次のページ、47、48ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目介護認定審査会費につきましては、現計予算1,750万円に対しまして、支出済額

1,676万2,448円で、不用額73万7,552円の決算となりました。まず、1節報酬につきましては、年間112回の審査会、及び4月に実施しました全体会1回に参加された委員への報酬となります。2節、3節、4節につきましては、業務課職員1人の人件費となっております。8節報償費につきましては、県主催の委員研修会及び事前研修会に対する謝金となっております。9節旅費につきましては、委員に対する費用弁償となっております。11節需用費につきましては、図書追録代、コピー用紙代、及びコピー料金であります。12節役務費につきましては、郵便及び宅配料金、並びに職員の健康診断料であります。13節委託料につきましては、職員の給与電算の委託料であります。14節使用料及び賃借料につきましては、4月に実施しました全体会、及び3月に実施しました研修会の会場、大和町のまほろばホールの借上料であります。

以上が支出の内容となります。

次に、審査の概要について御説明を申し上げますので、決算附属資料の42ページをお開き願います。

上段にあります1の審査会の開催状況につきましては、先ほど会計管理者が41ページの決算概要で説明を申し上げたとおりであります。2の年度別対比をごらん願います。介護認定審査会は年々検査件数がふえている状況であります。3の黒川地域の高齢化率につきましては、大和町が20.6%、大郷町が33.6%、富谷市が18.1%、大衡村が27.5%となっております。4の市町村別審査件数につきましては、全体審査件数3,616件のうち、大和町が33.7%、大郷町が17.0%、富谷市が39.8%、大衡村が9.3%、県の福祉事務所が0.2%となっております。

次のページをお願いいたします。

5が2次判定の結果の表となります。表の左縦列が、市町村で実施したコンピューターによる1次判定の結果となります。横列が、審査会で実施した2次判定の結果となります。表の太枠で斜めになっているところが、1次判定と2次判定の結果において変更なしの部分となっております。6は、1次判定と2次判定の比較をまとめたものであります。2段階以上の重度変更が56件、1段階の重度変更が418件、変更なしが3,142件で、軽度変更はございませんでした。

44ページは、決算の状況について前年度との比較表にまとめたものであります。ごらんをいただきたいと思います。

次に、次のページ45ページ、こちらには主要施策の概要について成果等をまとめて記載しております。御参照をいただきたいと思います。

以上が決算の内容であります。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今、附属資料の43ページをちょっと見ていたんですが、この2次判定の結果を見ていますと例えば1次判定では非該当が61人だったのが、2次判定になって要支援なりあるいは要介護2までというか、かなりこの数字見た範囲では1次判定が厳し過ぎるのかなという感じがするわけですが、これ各自治体の判定ということであえて行政組合そのものは対象にならないと思うんですが、きょうここにそれぞれの自治体の代表者がおりますので、そういう点で1次判定は機械的な判定ということもあるんでしょうが、この実態を見た場合やはり機械そのものについての見直しも必要ではないかと、つつい思うわけですが。その辺について、一人一人というわけにいかないんで、これ理事長、こういう実態は数字を見た場合何らかの形でもう少し1次判定のいわゆる門戸の入り口というか、その辺も検討すべきじゃないかと思うんですが、どのように考えますか。答弁求めます。担当者でもいいけれどもね、誰かこのことについて。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 特別会計ですけれども、私の立場で。

議員おっしゃるとおり、1次判定は機械で判定下るわけですが、市町村における最初の調査員による調査ですね、該当者申請あった者を訪問するなりしての調査、その調査員のやはり見方等々が反映する部分大きいものですから、一概に言えない部分はあるのかなと。非常に、機械判定とは違ってありますものの、最初の調査のデータが左右するという部分ありますので、黒行の2次判定に持ち込まれて動く分は、やはり専門職の方々の意見で適正・公平な判定というふうに解釈しておるところですけれども。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） ですからね、大変ここで言う質問ではないかと思うんですが、あえてこの判定の状況を見た場合に、それをどこにも言う機会がないと思うんですね、こうやって初めて見てわかるものですからさ。1次判定について、やっぱりそういう点で特に介護保険制度が大分いろいろ厳しくなっていますので、介護度要介護3になるか2になるかによっても大分違うとか、何かその辺の判定の内容によって負担も大分変わってきますので、そういう点でこれまでの1次判定のあり方についてももう少し、それぞれの自治体としても現状に合ったいわゆる2次判定の結果を逆に考えながら、1次判定のあり方というのでも検討すべきだと思うんで、何とかそれぞれの自治体に戻ってこの辺の対応を強く求めておきたいと思いますが、理事長一言何かそのことについて、ぜひ見解を。

理事長としての見解でいいですから、何も責めるわけでないんです。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） この結果から見れば、ばらつきがあるということだと思います。今ありました機械的な判定ということと、その機械に入れるための情報の収集という部分において、その収集をする人たちの見方ということもあるんでしょうし、あと今難しくなっているのは細分化されて、要支援1・2と違って少し細分化されている部分がありまして、その辺の微妙なところがあるんだというふうに思っています。機械的な判断ですので、その機械の判断というのは統一的な見解になると思います。その前段の中の聞き取り、また聞き取りするときにいろいろ聞きますと、そのときは非常に立派になったりする方も随分いるというようなことで、非常に難しいというふうには聞いております。

しかしながら、なるべくそういった公平性といいますかね、あるということで、そういった判定する方々の勉強会とかそういったことが必要になってくるのではないかというふうに思います。

○議長（平渡高志君） いいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり） よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより日程第16、認定第2号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第17 認定第3号 平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会
特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第17、認定第3号平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課参事から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） それでは、議案書18ページをお開き願います。

認定第3号平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の

認定について、地方自治法の規定により、平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書の50ページ、51ページお開き願います。

決算書、歳入歳出決算書でございます。

まず歳入ですが、予算現額116万6,000円に対しまして、調定額及び収入済額119万1,548円となりまして、予算現額に対し2万5,548円の増となっております。

次のページ、お願いいたします。歳出でございます。

予算現額116万6,000円に対しまして、支出済額が104万5,945円、不用額が12万55円となっております。

続きまして、62ページをお開き願います。

障害支援区分認定審査会特別会計の歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出につきましては、先ほど申し上げた数字になります。歳入歳出差引額が14万5,000円となります。平成29年度会計へ繰り越すものでございます。

次に、決算附属資料の46ページお願いいたします。

地方自治法第233条第5項の規定により、平成28年度の主要な施策の成果を御報告申し上げます。

審査会は、各市町村での1次判定、基本調査の結果をもとに、認定調査員による概況調査、特記事項及び医師意見書に記載された内容に基づいて障害程度の区分を審査検討し、公正に2次判定を実施いたしました。

審査の状況でございますが、10人の委員で開催回数12回、審査件数96件でございました。

以降、(2)歳入歳出決算状況から(4)歳出決算状況につきまして、詳細な説明は担当課より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） それでは、決算の詳細について説明いたしますので、決算書の58ページ、59ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書であります。まずは歳入であります。

1款1項1目町村負担金につきましては、予算現額116万4,000円に対しまして、収入済額116万4,000円の決算であります。各市町村の負担金額につきましては、大和町より38万7,000円、大郷町より22万3,000円、富谷市より41万8,000円、大衡村より13万6,000円の御負担をいただいた内容と

なっております。

次に、2款1項1目繰越金につきましては、予算現額1,000円に対しまして、収入済額2万7,542円の決算であります。前年度からの繰越金となっております。

次に、3款1項1目組合預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして、収入済額6円の決算であります。

下段の欄をごらん願います。

歳入合計としまして、予算現額116万6,000円に対しまして、収入済額119万1,548円の決算であります。以上が歳入であります。

次は、歳出であります。次のページ、60、61ページをお開き願います。

1款1項1目障害支援区分認定審査会費につきましては、予算現額116万6,000円に対しまして、支出済額104万5,945円で、不用額12万55円の決算となりました。1節報酬につきましては、年間12回の審査会、及び4月に実施しました全体会1回に参加された委員への報酬となります。9節旅費につきましては、委員に対する費用弁償となっております。11節需用費につきましては、図書の記録代、コピー用紙代、及びコピー料金であります。12節役務費につきましては、郵便料であります。

以上が歳出の内容となっております。

次に、審査の概要について御説明申し上げますので、決算附属資料の47ページをお開き願います。

上段にあります1の審査会の開催状況、これにつきましては先ほど会計管理者が46ページの決算概要で説明を申し上げたとおりでございます。2の年度別対比をごらん願います。障害支援区分認定審査会は、認定有効期間が3年の認定者が多く、平成28年度においては少ない状況でありました。3の市町村別審査件数につきましては、全体審査件数96件のうち大和町が35.4%、大郷町が9.4%、富谷市が42.7%、大衡村が12.5%となっております。

次のページをお願いいたします。

4が2次判定の結果の表となります。表の左、縦列が市町村で実施したコンピューターによる1次判定の結果となります。横列が審査会で実施した2次判定の結果となります。表の太枠で斜めになっているところが、1次判定と2次判定の結果において変更なしの部分となっております。なお、1次判定に基づかない個別審査が2件あったことから、表内総数は94件となっております。5には、1次判定と2次判定の比較をまとめたものであります。1段階の重度変更が12件、変更なしが82件で、軽度変更はございませんでした。

49ページは、決算の状況について前年度との比較表にまとめたものであります。ごらん願います。

次のページ50ページには、主要施策の概要について成果等をまとめ、記載しております。御参照願いたいと思います。

以上が決算の内容であります。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第17、認定第3号平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第18 認定第4号 平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定 について

○議長（平渡高志君） 日程第18、認定第4号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課長から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） 議案書19ページをお開き願います。

認定第4号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法の規定により平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書63ページ、64ページをお開き願います。病院事業会計の決算報告書です。

（1）の収益的収入及び支出の収入でございますが、病院事業収益、決算額は31億328万1,249円となりました。

支出につきましては、病院事業費用32億5,642万33円の決算額となりました。

64ページに移っていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが3億6,292万8,000円で、市町村負担金と企業債が主な内訳となっております。

次に資本的支出でございますが、3億6,292万6,420円の決算額となりました。内訳といたしましては、企業債の元金償還、あと建設改良費として医療機器10点を整備したもの、あとリースの資産購入となっております。

次に、決算の概要につきまして説明申し上げますので、附属資料の51ページお開き願います。

病院事業会計について、地方公営企業法第30条第6項の規定により、主要な施策の成果を報告いたします。

指定管理者制度のもとに、指定管理者においては医師体制の充実を初め、介護事業、保健予防事業など、着実に地域医療の充実が図られております。医療体制につきましては、内科医師を初め医師体制17名となっております。また、非常勤医師の体制につきましても、充実が図られております。

次に、(1)の経営状況でございますが、患者数は入院が一般病棟で延べ2万7,166人、1日平均74.4人、回復期リハビリテーション病棟で延べ1万7,264人、1日平均47.3人、外来患者数は延べ7万7,788人で、1日平均265.5人の利用状況となっております。病床利用率につきましては、一般病棟が110床の中で67.7%、回復期リハビリテーション病棟は60床の中で78.8%となっております。

病院事業収益は、31億328万1,000円で、前年度対比1,906万5,000円の減、病院事業費用は32億5,642万円で、前年度対比7,596万6,000円の増となっております。また、貸借対照表の流動資産9億3,238万9,000円に対しまして、流動負債6億5,162万5,000円であることから、経営状態は健全と言えるというふうに思っております。

続きまして、(2)から(7)までにつきまして、支出・収入の内訳につきましては担当課より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） ただいま会計管理者のほうから決算概要について説明がございましたけれども、この決算附属資料53ページから60ページまでにつきましては、ただいま会計管理者が申し上げました内容を細かく整理したものでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、61ページごらん願います。

先ほど、決算報告を申し上げましたけれども、この明細についてこちらのほうで説明を申し上げます。なお、この収益費用明細書につきましては、公営企業の規則に従いまして消費税抜きという表記になっておりますので、先ほどの決算報告と数字が違っておりますので、御了承願いたいと思います。

まず、収益でございます。病院事業収益につきましては、30億9,234万8,445円であります。医業

収益の内訳といたしましては、入院収益、外来収益ということで、保険診療報酬の関係でございます。そのほか医業収益につきましては他会計負担金、こちらにつきましては町村負担金で救急医療の確保に要する負担金でございます。室料差額収益、こちらにつきましては病院に入院したときの特別室料の収益でございます。公衆衛生活動収益につきましては、予防接種や人間ドックを初め備考の欄の内容になっております。その他医業収益につきましては、文書料及び材料費などでありませ

次に、医業外収益であります。

1つ目は、受取利息及び配当金でありまして、普通預金の利子でございます。次の他会計負担金につきましては、町村からの負担金でありまして、企業債償還に係ります利子分、並びに病院の管理運営費と事務職員の人件費等に要する負担金でございます。それから、その他医業外収益といたしまして、売店及び自販機等の使用料のほか、組合より派遣しております医師1名分の給与について、指定管理者から負担をいただいております負担金となっております。

次のページ、ごらんください。

長期前受金戻入益につきましては、現金の伴わない収益となっております。1点目、受贈財産評価額戻入益としまして、指定管理者より寄贈がありました療養病棟事務所拡張に伴います財産に対する繰延収益の償却となります。2点目につきましては、県補助金戻入益として医療機器整備に対して県の補助金がありました。その県補助金の繰延収益の償却となっております。特別利益につきましては平成27年、おととしの関東東北豪雨における病院における被害について、平成28年度になってから公有建物保険金が支払われたものでございます。

次は、費用でございます。病院事業費用につきましては、32億5,514万7,961円であります。医業費用の内訳でございますが、まず給与費であります。派遣医師1名と事務職員1名に係ります給料、手当、法定福利費、退職給付金の内訳となっております。

次に、経費ですが、厚生福利費は事務職員の健康診断料、消耗品についてはコピー料、修繕費につきましては、協定書によります20万円を超える修理について組合負担となっておりますので、医療機器並びに設備の修繕料となっております。保険料につきましては、病院建物の保険料であります。賃借料は、協定書により50万円を超える機器備品について組合負担となっておりますので、前にリース契約によって整備した医療機器の賃借料であります。通信運搬費につきましては、郵便料となっております。

次のページ、ごらんください。

委託料につきましては、収益で説明を申しあげました室料差額収益、公衆衛生活動収益、その他医業収益分を委託料として指定管理者に支出したものでございます。また、少額ではございますけれども、職員の給与電算委託料も含まれております。

次に、諸会費につきましては、自治体病院開設者協議会の会費でございます。交付金につきましては、収益で申しあげました入院及び外来の保険診療、及び係る報酬分の支出、並びに協定書に基づいて市町村のほうから御負担いただきました運営交付金7,000万円について、指定管理者のほうに支出したものでございます。補助金につきましても、救急医療運営費として指定管理者に1,000万円を補助したものであります。

次の減価償却につきましては、建物と医療器械、リース資産の減価償却でございます。

次の資産減耗費につきましては、医療機器の除却費でございます。

次は、医業外費用であります。

1点目につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費でございます。企業債償還の利子分と資金不足のときに一時借り入れしたときの利息、及びリース契約した医療器械の支払った分の利息でございます。

2点目につきましては、繰延勘定償却でございます。こちらにつきましては平成8年現在の病院を建てたときの控除対象外消費税を20年間に分けて繰り延べして償却しているものでございます。

次の、医業外費用雑支出及び特別損失についてはございませんでした。

以上が決算報告の明細となっております。

決算書に戻っていただきまして、決算書の65ページをごらん願います。

病院事業会計の損益計算書でございます。今説明申しあげました内容と関連するものにつきましては1の医業収益、こちら中央の欄にございますが28億7,528万870円に対しまして、2番の医業費用につきまして31億8,185万3,066円ということで、医業損失につきましては右端中段のほうにございます3億927万2,196円の損失、つまり赤字となっております。3の医業外収益につきましては2億1,670万131円、4の医業外費用につきましては7,329万4,895円ということで、医業外につきましては1億4,340万5,236円の黒字となっております。したがって、一番下にあります経常損失につきまして、1億6,586万6,960円の経常損失ということになっております。

次のページ、ごらん願います。

5の特別利益につきまして、先ほどの保険金ということで306万7,444円、6の特別損失につつま

してはございませんでしたので、平成28年度の当年度純損失につきましては1億6,279万9,516円となりました。こちらにつきましては、先ほど御説明あったように現金伴わない減価償却、及び収益と費用の精算の差でございます。前年度末の処理欠損金26億9,698万7,571円を加えまして、当年度の未処理欠損金につきましては、一番下の二重線のアンダーラインにありますとおり、28億5,978万7,087円となりました。

次のページ、67ページをごらんになっていただきます。

病院事業会計の貸借対照表でございます。先ほど会計管理者のほうから流動資産と流動負債の話がございましたけれども、67ページの下段になります2番の流動資産合計ということで、こちらにつきまして9億3,238万9,091円とあります。

次に68ページの4番の(7)の下のほうに、4の流動負債につきましては6億5,162万4,052円とあります。流動負債に対して流動資産が上回っておりますので、資金ベースの不良債務は発生していないということになっておりますので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて黒川病院の経営は健全な状態になっているということになっております。

ページをめくっていただきまして、右ページの70ページのほうをごらん願います。キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらにつきましては、お金の流れになりますけれども、1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローを合わせまして、4番目にありますとおり、年間を通じまして224万5,821円の資金が増加したものでございます。5の資金期首、平成28年4月1日につきましては、1,561万8,596円の残高でございまして、6の資金期末、平成29年3月31日の末には1,786万4,417円の残高になったという資金の流れを見たものでございます。

次のページ、71ページをごらんください。

病院事業会計欠損金の計算書でございます。1の減債積立金はございません。2の欠損金につきまして、先ほど損益計算書でも御説明を申し上げましたが、右端にありますとおり残高26億9,698万7,571円に対しまして、今年度の純損失が1億6,279万9,516円を加えまして、当年度末の未処理欠損金につきましては28億5,978万7,087円となったものでございます。

下段の欠損金処理計算書ですが、同額を翌年度の繰越欠損金とするものでございます。

次に、決算附属資料のほうにお戻りいただきまして、前に戻りまして60ページお開き願います。

市町村負担金調書でございます。平成28年度におきまして、負担金及び出資金を合わせまして、右下の記載にありますように、関係市町村より総額4億2,228万5,000円の御負担をいただいております。

ます。区分別並びに市町村別に整理しておりますので、御参照願いたいと思います。

同じく、決算附属資料の64ページごらん願います。

こちらについては、固定資産明細書でございます。

土地及び建物につきましては、変更ございません。機器備品につきましては、起債による医療機器の更新並びに廃棄等に係る増減となっております。リース資産につきましては、新たにリースで購入したものはございません。

次の65ページが、主要施策の概要ということで整理したものでございます。

病院事業費の修繕につきましては、20万円以上の当組合で行った修繕ということを記載しておりますので、ごらん願います。

それから66ページにつきましては、資本的支出、建設改良ということで整備しました機器備品の内容を記載しております。ごらんいただきたいと思います。

次の67ページにつきましては、公債費の関係を整理したものでございます。

次の、68ページにつきましては、企業債の償還の状況を平成39年度までグラフ化したものでございます。

最後に、69ページごらんいただきたいと思います。

この表につきましては、経費の流れということで、平成28年度病院事業会計の決算について整理したものでございます。こちらについては、上中下の大きく3つに分かれておりまして、上段の部分につきましては指定管理者制度の代行制ということで、左側の病院で請求した診療報酬関係が一旦組合の病院会計に入りまして、それを交付金及び委託料として右側の指定管理者のほうに交付する流れをあらわしているものでございます。金額の動きにつきましては、協定に基づきまして指定管理者から概算請求を受けまして、その月に交付金として概算払いをしておりますが、2カ月後に診療報酬等の数字が確定するという流れとなっておりますので、こちら左右の金額が一致しておりませんのが実情でございます。左側の組合収入合計28億7,343万9,000円に対しまして、中央の交付金・委託料が合計で28億9,827万6,000円を右側の指定管理者のほうに支出したものでございます。

中段をごらん願います。関係市町村からの負担金の流れでございます。関係市町村から負担金につきましては、中段左側に示しておりますとおり、平成28年度についてはさきに御説明した4億2,228万5,000円の御負担をいただいております。

中段中央をごらんいただきたいと思います。市町村負担金を財源とした支出内容を示しております。まず、協定書に基づく運営交付金7,000万円、運営費補助金1,000万円を、それぞれを右側の指

定管理者のほうに支出しております。

次に、平成28年度の医療機器等の整備につきましては、企業債を活用しての整備となっております。企業債1億2,960万円と市町村負担金7万3,000円を原資としまして、右側にありますとおり、1億2,967万3,000円で医療機器を整備したというものでございます。

次に、起債償還に要する元金及び利子経費充当といたしまして、2億9,861万6,000円を右側の国庫等へ支出している。

次に、リースによる医療機器の整備につきまして、74万7,000円を医療機器リース等に支出しているものでございます。

また、病院事業推進費に要する経費充当として4,284万6,000円を、右側の黒行としての事業経費が6,221万4,000円支出しているということになります。この黒行としての事業経費の内容につきましては、病院担当職員の1名の人件費、及び県からの派遣の整形外科医師1名に係る人件費、病院建物保険料の経常経費、協定書に基づく20万円を超える施設・機器の修繕、及び50万円を超える機器備品の賃借料に要する経費でございます。

同段の左側をごらん願います。

財産収益1,635万5,000円につきましては、売店使用料、派遣医師給与分担などでありまして、右側の黒行としての事業経費に充当しておるものでございます。

財産収益等の、その下の欄をごらん願います。特別利益については先ほどの306万7,000円でございます。特別損失についてはございませんでした。

ここまでが現金ベースで、収入計は特別利益の下に記載ありますとおり34億4,474万6,000円、右側に記載の支出計につきましては34億6,952万7,000円となって、差し引きの記載はここにはございませんけれども、現金ベースでは2,478万1,000円の赤字となっております。

次に、下から2番目の左側の表をごらん願います。現金の伴わない収入につきまして、長期前受金戻入益として2,146万3,000円でありました。

次に、同段の右側の表をごらん願います。こちらにつきましては、同じく現金を伴わない建物、医療機器に係る減価償却につきまして、1億4,982万円でありました。

一番下の表をごらん願います。平成28年度病院事業会計決算の収入支出の状況を整理したものでございまして、一番下の収支差でマイナス、三角の表記で1億5,313万7,000円の損失となっております。

最後に一番右上のほうなんです、箱に囲まれております右側平成28年度におきます指定管理者

の収支の状況について整理をしたものでございます。この詳細につきましては、別冊に本日お配りしておりますけれども、別冊にあります黒川病院管理受託監査資料というものの、こちらのほうにあります。こちらの資料につきましては、7月12日に開催されました管理受託監査に指定管理者より提出された資料でございまして、資料の14ページにこの詳細が明記されておりますので、後ほど御参照願いたいと思います。

以上が、平成28年度病院事業会計決算でございます。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 丁寧な御説明だったんですけども、流動資産9億円、流動負債6億円で健全であるというふうに明記されておりますけれども、損益計算書を見ると医業損失ということで赤字だというふうに見えるような資料なんですね。これ、平成28年度だけで見ればそうなのかなと思いますけれども、負債がどんどんふえていくような状況になっているのではないかというふうなところを一方では感じるんですが、その辺どのように受けとめているのか、説明願います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 不良債務がないという、まさに流動資産・流動負債の関係でいいますと健全経営だということにはなっております。実際決算になりますと、欠損金が生じているということになっておりますが、これにつきましては減価償却等の数字がどんどんどんどん重なっております。二十数億円の欠損金になっているところにはなっております。

あと、現実的に今年度医業収益・医業費用について若干マイナスになっているというところはございますけれども、こちらにつきましては先ほど2カ月のタイムラグといいますか、概算で請求して2カ月後に決定した金額で支払うということになりますので、本来ですと毎月同じ収入が入ったと仮定しますと、ここがプラマイゼロになるということになっておりますので、昨年はこちらはプラスになっていると。年度によって、ここについてはプラスになったりマイナスになったりということになっておりますので、現実的に言いますと減価償却の積み重なったものが欠損金となっております。

なお、この累積欠損金につきましては、今後公営企業法の関係を精査いたしまして、欠損金を減額するような考え方を今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 時間過ぎておりますが、このまま会議を続けます。よろしいですか。

ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番(千葉勇治君) いろいろ数字的に話しされたんですが、内科の先生8名という、そのほかにもかなりの先生方の充実ということで、地域医療の充実が図られているということですが、一方で55ページの利用状況を見ますと、入院患者が1,500人ほど減っているわけなんですね。この辺については一番医療内容の数字的な問題、金額的なこともあると思うんですが、やはり郡民が安心してこの黒川病院の内科に通う、あるいは入院して悪いところを治してもらおうというそういう視点から考えた場合に、充実しているといいながら一方で内科の入院がかなり減っているということを見た場合に、どのように私は見るか、これはかなり重大な問題かなと思うんですが、この辺についてどのような考えをお持ち、また対策として組合のほうからアドバイスなど出しているのか、意見など出しているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長(平渡高志君) 助役佐野英俊君。

○助役(佐野英俊君) 統計的な数字については指定管理者、病院側の数字でありますので、非常に言いにくい点もあるわけですが、確かに医師は充実しております、8名、内科。入院患者は、前年に比較して議員御指摘のとおりマイナス1,500名。ただいろいろ聞きますと、延べ人数でありますので入院期間の短縮といいますか、入院期間を短く患者さんを回すという考え方が今の医者方にあるようでありますして、診療報酬も21日を超えてしまうと安くなるとか、いろいろそういう部分も関係する部分あるようですけれども。そういうことで、在院日数を短くというのが医者方に考え方としてあるようでありますので、入院患者延べ人数で減少しているのは、その辺にあるのかなということでありまして、なかなかその辺医療のあり方まで黒川行政としてどこまで言えるのかなという、非常に答えになりませんが、一応指定管理者にお願いしているという診療の部分につきましては、そういうような気持ちであります。御理解を。

○議長(平渡高志君) 8番千葉勇治君。

○8番(千葉勇治君) 病院の大変な状況の時期に、ここにつくってもらったということでもう12年になるわけですが、ただこの行政組合で病院というものを議論する場合に、やはり郡民が使いやすい病院になるようにいろいろ意見交換するのが議会であると思うので、そういう点で実態として利用者が減っている、さらに病院の110床ある利用率もある年はよかったんですが、年々また低下しているということで、聞きますと普通の病院ですと入院日数を次の患者にかえていくというようなことですが、黒川病院の場合は逆に「もう少し入っている」というようなこともあるというような話も聞いているわけですが、決して入院日数が少なくなったのではなく、やっぱり利用者が心か

らといいますか、利用者が減っているという現実はやっぱりそこには何か信頼的なものがあるのかなという感じ、強く思うわけですね。

ほかの病院が、どこの病院でも人口が減っている、あるいは云々ということで利用率が低下しているならばわかるというか、何とか理解もせざるを得ないと思うんですが、実態としてはほかの病院はかなりぎゅうぎゅうの展開の中で、黒川病院のこういう状況を見た場合に、確かに救われている、あるいは守ってもらっているということあるんでしょうが、やはり言うべきところはちゃんと言うべきといいますか、お願いすべきではないかなと思うんですが。理事長、大変厳しい立場であると思うんですが、やはりこれはトップの姿勢としてある程度の意見の考慮を深める必要があると思うんですが、理事長どのように考えていますか。答弁をもらいたいと思います。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 病院の利用率ということで、助役の答えとも重なるところがありますけれども、確かに我々とすれば利用率を上げてもらって、そして入院をふやしてというふうに思っております。そのことは、常に申し上げております。ただやり方について、高度医療といいますかそういった看護師さんの体制とか、あるいは経営上の点数の問題とか、そういったことのやり方を黒川病院のほうとすれば看護師さんの人数をふやして、そして入院をできるだけ短い期間で、長くすると非常に効率が悪いというのはあれですけれども、点数的に悪くないということで、そういった方針をとっているというふうに伺っております。

それから、患者さんの信頼ということを議員さんおっしゃってございました。そういったことについては、議員さんもいろいろな御意見聞かれているんだと思っておりますが、私はそういった信頼がないとか、そういった情報は余り聞いておりません。また、内科でも内科の中の専門科といいますか、そういった区分けをしている部分もあるように伺っておりますし、そういったことで我々とすれば当然住民の方々が使いやすい、あるいは経営的にいっぱい来てもらったほうがいいというような考え方を、素人考えと言ったらちょっと語弊あるかもしれませんが、当然お願いはしておりますけれども、病院は病院の考え方で進めているといういうことであつたと聞いております。

それで、今回減ったのにつきましてはちょっと考え方の食い違いがあつて、入院をとる、とらないという言い方もおかしいんですが、そういった部分についての考えの国との違いあつてこういう状況になったというふうにも聞いておりまして、そういうこともあつて減つたいうふうな話も聞いているところであります。

いずれ議員さんおっしゃるとおり、我々とすれば病院の経営の安定ももちろん大事なんですけれ

ども、住民の方々、郡民の方々が利用しやすい病院、あるいは安心してかかれる病院というものが一番の目的でございますので、黒川行政としてはしっかりその辺を病院側に伝えていきたい、あるいは振興協会のほうに伝えながらやっていかなければいけないというふうな考え方は、しっかり持っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

質疑がないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第18、認定第4号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第19 認定第5号 平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第19、認定第5号平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課長から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） 20ページをお開き願います。

認定第5号平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

それでは、決算書72ページをお開き願います。訪問看護ステーション事業会計の決算報告書でございます。

収益的収入及び支出の収入につきまして、事業収入につきましては4,539万5,194円で、支出につきましては事業費用で4,604万382円の決算額となりました。

次に、決算附属資料の70ページをお開き願います。

地方公営企業法第30条第6項の規定により、訪問看護ステーション事業会計の主要な施策の成果を報告申し上げます。地域医療振興協会に管理運営を委ねておりますが、ステーション事業会計においては在宅で生活を保持できるよう、利用者のニーズに応じた訪問看護サービスを提供しました。また、黒川病院と連携いたしまして、24時間連絡体制及び緊急時訪問看護の体制を維持し、きめ細やかなサービスの提供に努めました。訪問件数につきましては、年間4,501回となりまして、月平均訪問回数は375回となっております。事業収益においては、前年度対比3.9%増の4,539万5,000円となりました。事業費用につきましては、前年度対比5.0%増の4,604万円となり、経常損失は64万5,000円となりました。

以上、概要を説明しました。詳細につきましては、担当課より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） ただいま会計管理者のほうから決算概要について説明ありましたが、最初に2点御報告させていただきたいと思います。訪問看護ステーション事業会計につきましては、当初から市町村から負担金をいただかない中で運営されております。平成28年度におきましても、市町村からの負担金はございません。

それから、病院事業会計と同じように、指定管理者制度の代行制をとっておりますので、組合の訪問看護ステーション事業会計を経由する形で、指定管理者にその額を交付するという内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、決算附属資料ごらんいただきたいと思います。71から73ページにつきましては、先ほどの決算概要につきましては詳細になっております。ごらんになっていただきたいと思います。

決算報告書明細について、ステーションの事業の場合は消費税が関係しませんので、決算額と同じ金額ということになっております。

事業収益につきましては4,539万5,194円ということで、訪問看護事業収益については、まず訪問看護療養収益、こちらにつきましては介護保険等の保険者負担金の収益でございます。次の訪問看護利用収益については、利用者負担分の収益となっております。利用収益欄のうちの一番下のその他利用料収益につきましては、大和町内の認知症のグループホームのほうに週1回、定期的な訪問に対する受益収益となっております。

次に、訪問看護事業外収益ということで、こちらは利息ということになります。

次は下段になりますけれども、費用でございます。

事業費用につきましては4,604万382円となりまして、訪問看護事業費用の経費でございますが、

全てこちらについては交付金ということになっております。減価償却費につきましては、車両の減価償却ということになっております。

以上が決算報告の内訳でございます。

決算書に戻っていただきまして、決算書の73ページごらん願います。

訪問看護ステーション事業会計の損益計算書でございます。こちらにつきまして、今、先ほどの関連するものでございますが、訪問看護事業収益4,539万5,118円でございます。

次に、2の訪問看護事業費用4,604万382円となりまして、差し引きで経常損失が出ております。64万5,264円となっております。

次に、訪問看護事業外収益につきましては利息ということで76円ということになっておりまして、経常損失につきましては64万5,188円の赤字となっております。

下から2番目になりますけれども前年度の繰越し、こちらは利益が前年度までありますので、前年度までの繰越利益剰余金が671万1,998円がありますので、当年度の純損失を差し引きますと、当年度の未処分利益剰余金につきましては606万6,810円となっております。

貸借対照表、その他キャッシュ・フローにつきまして、先ほど流動資産・流動負債の関係でも経営健全になっているということで、参照願いたいと思います。

以上、訪問看護ステーション事業会計についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第19、認定第5号平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第20 報告第1号 平成28年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（平渡高志君） 日程第20、報告第1号平成28年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率について報告があります。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） 議案書21ページをお開き願います。

報告第1号平成28年度黒川地域行政事務組合公営企業に係る資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財産の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付して次のとおり報告するものです。

認定の前に、代表監査委員より各種会計の決算審査及び財政健全化について審査意見をいただいたところでございますが、病院、訪問看護ステーション事業会計、いずれにつきましても表をごらんいただきますように、資金不足は生じていないことを報告いたします。

以上です。

○議長（平渡高志君） 以上で報告第1号を終わります。

これをもって、平成29年第3回黒川地域行政事務組合議会定例会は、提出された議案を原案のとおり可決されました。

会議を閉じます。

平成29年第3回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 5時25分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成29年8月10日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 千 葉 勇 治

署名議員 高 橋 正 俊